

変更前	変更後	備 考
<p>第 3 章 体制及び評価</p> <p>第 1 節 保安管理体制</p> <p>( 保安に関する組織 )</p> <p>第 4 条</p> <p>発電所の保安に関する組織は、図 4 のとおりとする。</p>	<p>第 3 章 体制及び評価</p> <p>第 1 節 保安管理体制</p> <p>( 保安に関する組織 )</p> <p>第 4 条</p> <p>発電所の保安に関する組織は、図 4 のとおりとする。</p>	・変更なし

## 福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定 比較表

変更前	変更後	備 考
<b>図 4</b> <p>【図 4】 福島第一原子力発電所の組織構造比較</p> <p>【本店】 社長</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>管理責任者（原子力品質監査部長）</li> <li>管理責任者（原子力・立地本部長）</li> <li>原子力発電保安委員会</li> <li>【福島第一原子力発電所】             <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉主任技術者</li> <li>所長</li> <li>原子力発電保安運営委員会</li> <li>総務部</li> <li>防災安全部</li> <li>品質・安全部</li> <li>技術総括部</li> <li>ユニット所長（1～4号）                     <ul style="list-style-type: none"> <li>第一運転管理部</li> <li>第一保全部</li> </ul> </li> <li>ユニット所長（5・6号）                     <ul style="list-style-type: none"> <li>第二運転管理部</li> <li>第二保全部</li> </ul> </li> <li>福島原子力人材開発センター                     <ul style="list-style-type: none"> <li>技能訓練グループ<sup>3</sup></li> <li>教育管理グループ<sup>3</sup></li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>1 : 発電所に常駐。</p> <p>【図 4】 福島第一原子力発電所の組織構造比較</p> <p>【本店】 社長</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>管理責任者（原子力品質監査部長）</li> <li>管理責任者（原子力・立地本部長）</li> <li>原子力発電保安委員会</li> <li>【福島第一原子力発電所】             <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉主任技術者</li> <li>所長</li> <li>原子力発電保安運営委員会</li> <li>総務部</li> <li>防災安全部</li> <li>品質・安全部</li> <li>技術総括部</li> <li>ユニット所長（1～4号）                     <ul style="list-style-type: none"> <li>第一運転管理部</li> <li>第一保全部</li> </ul> </li> <li>ユニット所長（5・6号）                     <ul style="list-style-type: none"> <li>第二運転管理部</li> <li>第二保全部</li> </ul> </li> <li>福島原子力人材開発センター                     <ul style="list-style-type: none"> <li>技能訓練グループ<sup>3</sup></li> <li>教育管理グループ<sup>3</sup></li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>1 : 発電所に常駐。</p> <p>・福島第一組織改編に伴う保安規定変更</p>		

## 福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定 比較表

変更前	変更後	備 考
<p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条</p> <p>保安に関する職務のうち、本店組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統轄する。また、保安に関する組織(原子炉主任技術者(以下「主任技術者」という。)を含む。)から適宜報告を求め、「NM-51-11 トラブル等の報告マニュアル」に基づき、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。</p> <p>(2) 原子力品質監査部長は、管理責任者として、品質保証活動に関わる監査を統括管理する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統括する(原子力品質監査部に限る。)</p> <p>(3) 福島第一品質監査グループは、品質保証活動の監査を行う。</p> <p>(4) 原子力・立地本部長は、管理責任者として、資材部、原子力・立地業務部、原子力品質・安全部、原子力運営管理部、原子力設備管理部、原子燃料サイクル部、福島第一安定化センター及び発電所の行う保安活動を統括管理する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統括する(原子力品質監査部を除く。)</p> <p>(5) 資材部は、調達先の評価・選定に関する業務を行う。</p> <p>(6) 原子力・立地業務部は、管理責任者を補佐し、品質マネジメント推進及び要員の計画、管理、研修に関する業務を行う。</p> <p>(7) 原子力品質・安全部は、業務プロセスの改善・標準化及び安全管理に関する業務を行う。</p> <p>(8) 原子力運営管理部は、原子力発電所の運転及び保守に関する業務(原子力設備管理部所管業務を除く。)を行う。</p> <p>(9) 原子力設備管理部は、原子力発電設備の改良及び設計管理に関する業務を行う。</p> <p>(10) 原子燃料サイクル部は、原子燃料の調達に関する業務を行う。</p> <p>(11) 福島第一安定化センターは、福島第一原子力発電所におけるプラントの安定状態維持・継続、放射線量低減・汚染拡大防止及び廃止措置に向けた諸対策の<u>計画・工事</u>に関する業務を行う。</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 所長は、原子力・立地本部長を補佐し、発電所における保安に関する業務を統括管理し、その際には主任技術者の意見を尊重する。</p> <p>(2) 人事グループは、要員の計画に関する業務を行う。</p> <p>(3) 資材グループは、調達に関する業務を行う。</p> <p>(4) 土木グループは、原子炉施設のうち、土木設備に係る保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(5) 建築グループは、原子炉施設のうち、建築設備に係る保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(6) 防災安全グループは、緊急時の措置の総括及び初期消火活動のための体制の整備に関する業務を行う。</p>	<p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条</p> <p>保安に関する職務のうち、本店組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統轄する。また、保安に関する組織(原子炉主任技術者(以下「主任技術者」という。)を含む。)から適宜報告を求め、「NM-51-11 トラブル等の報告マニュアル」に基づき、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。</p> <p>(2) 原子力品質監査部長は、管理責任者として、品質保証活動に関わる監査を統括管理する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統括する(原子力品質監査部に限る。)</p> <p>(3) 福島第一品質監査グループは、品質保証活動の監査を行う。</p> <p>(4) 原子力・立地本部長は、管理責任者として、資材部、原子力・立地業務部、原子力品質・安全部、原子力運営管理部、原子力設備管理部、原子燃料サイクル部、福島第一対策プロジェクトチーム、福島第一安定化センター及び発電所の行う保安活動を統括管理する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統括する(原子力品質監査部を除く。)</p> <p>(5) 資材部は、調達先の評価・選定に関する業務を行う。</p> <p>(6) 原子力・立地業務部は、管理責任者を補佐し、品質マネジメント推進及び要員の計画、管理、研修に関する業務を行う。</p> <p>(7) 原子力品質・安全部は、業務プロセスの改善・標準化及び安全管理に関する業務を行う。</p> <p>(8) 原子力運営管理部は、原子力発電所の運転及び保守に関する業務(原子力設備管理部所管業務を除く。)を行う。</p> <p>(9) 原子力設備管理部は、原子力発電設備の改良及び設計管理に関する業務を行う。</p> <p>(10) 原子燃料サイクル部は、原子燃料の調達に関する業務を行う。</p> <p>(11) 福島第一対策プロジェクトチームは、福島第一原子力発電所の中長期対策の計画策定、総括管理及び技術検討に関する業務を行う。</p> <p>(12) 福島第一安定化センターは、福島第一原子力発電所におけるプラントの安定状態維持・継続、放射線量低減・汚染拡大防止及び廃止措置に向けた諸対策の<u>工事・運用・保守</u>に関する業務を行う。</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 所長は、原子力・立地本部長を補佐し、発電所における保安に関する業務を統括管理し、その際には主任技術者の意見を尊重する。</p> <p>(2) 人事グループは、要員の計画に関する業務を行う。</p> <p>(3) 資材グループは、調達に関する業務を行う。</p> <p>(4) 土木グループは、原子炉施設のうち、土木設備に係る保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(5) 建築グループは、原子炉施設のうち、建築設備に係る保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(6) 防災安全グループは、緊急時の措置の総括及び初期消火活動のための体制の整備に関する業務を行う。</p>	<p>・福島第一組織改編に伴う保安規定変更</p>

## 福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定 比較表

変更前	変更後	備 考
<p>( 7 ) 防護管理グループは、周辺監視区域及び保全区域の管理に関する業務を行う。</p> <p>( 8 ) 品質保証グループは、品質保証体系の総括に関する業務を行う。</p> <p>( 9 ) 安全管理グループは、原子力安全の総括に関する業務を行う。</p> <p>(10) 品質管理グループは、品質の管理に関する業務を行う。</p> <p>(11) 技術グループは、原子力技術の総括に関する業務を行う。</p> <p>(12) 保安検査グループは、原子力保安検査に関する業務を行う。</p> <p>(13) 業務システムグループは、原子力業務システム及び電子通信設備の運用管理に関する業務を行う。</p> <p>(14) 放射線安全グループは、放射線管理（放射線・化学管理グループ所管業務を除く。）及び環境放射能測定に関する業務を行う。</p> <p>(15) 環境グループは、放射性固体廃棄物の管理に関する業務を行う。</p> <p>(16) 発電グループは、原子炉施設の運用管理並びに廃棄物集中処理建屋内設備、サイトバンカ及び使用済燃料共用プール設備（以下「共用プール設備」という。）の運転、運用管理に関する業務を行う。</p> <p>(17) 当直は、原子炉施設の運転に関する業務（発電グループ及び作業管理グループ所管業務を除く。）及び燃料取扱いに関する業務を行う。</p> <p>(18) 作業管理グループは、原子炉施設の運転に関する業務のうち保守作業の管理に関する業務を行う。</p> <p>(19) 運転評価グループは、原子炉施設の運転に係る業務の支援・評価に関する業務（発電グループ所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(20) 放射線・化学管理グループは、化学管理及び作業・工事に係る放射線管理に関する業務を行う。</p> <p>(21) 燃料グループは、燃料の管理に関する業務（当直所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(22) 保全計画グループは、原子炉施設の保守の総括に関する業務（環境施設グループ所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(23) タービングループは、原子炉施設のうちタービン設備に係る保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(24) 原子炉グループは、原子炉施設のうち原子炉設備に係る保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(25) 電気機器グループは、原子炉施設のうち電気設備に係る保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(26) 計測制御グループは、原子炉施設のうち計測制御設備に係る保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(27) 高経年化プロジェクトグループは、原子炉施設の高経年化に関する技術評価の総括並びに大型の保全及び改良工事に関する業務（環境施設プロジェクトグループ所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(28) 原子炉プロジェクトグループは、原子炉内部構造物及び原子炉再循環系に係る保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(29) 環境施設グループは、各ユニットの廃棄物処理設備、廃棄物集中処理建屋内設備、サイトバンカ及び共用プール設備の保守の総括、保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(30) 環境施設プロジェクトグループは、各ユニットの廃棄物処理設備及び廃棄物集中処理建屋内設備に関する大型の改良工事に関する業務を行う。</p> <p>(31) 保全革新グループは、保全革新業務の推進及び各設備点検結果の評価に関する業務を行う。</p> <p>(32) 技能訓練グループは、現業技術・技能に関する業務を行う。</p> <p>(33) 教育管理グループは、保安教育及びその他研修に関する業務を行う。</p>	<p>( 7 ) 防護管理グループは、周辺監視区域及び保全区域の管理に関する業務を行う。</p> <p>( 8 ) 品質保証グループは、品質保証体系の総括に関する業務を行う。</p> <p>( 9 ) 安全管理グループは、原子力安全の総括に関する業務を行う。</p> <p>(10) 品質管理グループは、品質の管理に関する業務を行う。</p> <p>(11) 技術グループは、原子力技術の総括に関する業務を行う。</p> <p>(12) 保安検査グループは、原子力保安検査に関する業務を行う。</p> <p>(13) 業務システムグループは、原子力業務システム及び電子通信設備の運用管理に関する業務を行う。</p> <p>(14) 放射線安全グループは、放射線管理（放射線・化学管理グループ所管業務を除く。）及び環境放射能測定に関する業務を行う。</p> <p>(15) 環境グループは、放射性固体廃棄物の管理に関する業務を行う。</p> <p>(16) 発電グループは、原子炉施設の運用管理並びに廃棄物集中処理建屋内設備、サイトバンカ及び使用済燃料共用プール設備（以下「共用プール設備」という。）の運転、運用管理に関する業務を行う。</p> <p>(17) 当直は、原子炉施設の運転に関する業務（発電グループ及び作業管理グループ所管業務を除く。）及び燃料取扱いに関する業務を行う。</p> <p>(18) 作業管理グループは、原子炉施設の運転に関する業務のうち保守作業の管理に関する業務を行う。</p> <p>(19) 運転評価グループは、原子炉施設の運転に係る業務の支援・評価に関する業務（発電グループ所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(20) 放射線・化学管理グループは、化学管理及び作業・工事に係る放射線管理に関する業務を行う。</p> <p>(21) 燃料グループは、燃料の管理に関する業務（当直所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(22) 保全計画グループは、原子炉施設の保守の総括に関する業務（環境施設グループ所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(23) タービングループは、原子炉施設のうちタービン設備に係る保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(24) 原子炉グループは、原子炉施設のうち原子炉設備に係る保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(25) 電気機器グループは、原子炉施設のうち電気設備に係る保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(26) 計測制御グループは、原子炉施設のうち計測制御設備に係る保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(27) 高経年化プロジェクトグループは、原子炉施設の高経年化に関する技術評価の総括並びに大型の保全及び改良工事に関する業務（環境施設プロジェクトグループ所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(28) 原子炉プロジェクトグループは、原子炉内部構造物及び原子炉再循環系に係る保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(29) 環境施設グループは、各ユニットの廃棄物処理設備、廃棄物集中処理建屋内設備、サイトバンカ及び共用プール設備の保守の総括、保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(30) 環境施設プロジェクトグループは、各ユニットの廃棄物処理設備及び廃棄物集中処理建屋内設備に関する大型の改良工事に関する業務を行う。</p> <p>(31) 保全革新グループは、保全革新業務の推進及び各設備点検結果の評価に関する業務を行う。</p> <p>(32) 技能訓練グループは、現業技術・技能に関する業務を行う。</p> <p>(33) 教育管理グループは、保安教育及びその他研修に関する業務を行う。</p>	<p>・変更なし</p>

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定 比較表

変更前	変更後	備 考
<p>3 . 各職位は次のとおり , 当該業務にあたる。</p> <p>( 1 ) 本店各部長は , 原子力・立地本部長を補佐し , 第 4 条の定めのとおり , 当該部が所管するグループの業務を統括管理する。</p> <p>( 2 ) ユニット所長 ( 1 ~ 4 号 ) は , 所長を補佐し , 第 4 条の定めのとおり , 第一運転管理部及び第一保全部の業務を統括管理する。</p> <p>( 3 ) ユニット所長 ( 5 ・ 6 号 ) は , 所長を補佐し , 第 4 条の定めのとおり , 第二運転管理部及び第二保全部の業務を統括管理する。</p> <p>( 4 ) 発電所各部長 ( 福島原子力人材開発センター所長を含む。 ) は , 第 4 条の定めのとおり , 当該部 ( 福島原子力人材開発センターを含む。 ) が所管するグループの業務を統括管理する。</p> <p>( 5 ) 発電所各グループマネージャー ( 以下「各 GM 」といい , 当直長を含む。 ) は , グループ員 ( 当直員を含む。 ) を指示・指導し , 所管する業務を遂行するとともに , 所管業務に基づき緊急時の措置 , 保安教育ならびに記録及び報告を行う。</p> <p>( 6 ) グループ員 ( 当直員を含む。 ) は , GM の指示・指導に従い , 業務を遂行する。</p>	<p>3 . 各職位は次のとおり , 当該業務にあたる。</p> <p>( 1 ) 本店各部長は , 原子力・立地本部長を補佐し , 第 4 条の定めのとおり , 当該部が所管するグループの業務を統括管理する。</p> <p>( 2 ) ユニット所長 ( 1 ~ 4 号 ) は , 所長を補佐し , 第 4 条の定めのとおり , 第一運転管理部及び第一保全部の業務を統括管理する。</p> <p>( 3 ) ユニット所長 ( 5 ・ 6 号 ) は , 所長を補佐し , 第 4 条の定めのとおり , 第二運転管理部及び第二保全部の業務を統括管理する。</p> <p>( 4 ) 発電所各部長 ( 福島原子力人材開発センター所長を含む。 ) は , 第 4 条の定めのとおり , 当該部 ( 福島原子力人材開発センターを含む。 ) が所管するグループの業務を統括管理する。</p> <p>( 5 ) 発電所各グループマネージャー ( 以下「各 GM 」といい , 当直長を含む。 ) は , グループ員 ( 当直員を含む。 ) を指示・指導し , 所管する業務を遂行するとともに , 所管業務に基づき緊急時の措置 , 保安教育ならびに記録及び報告を行う。</p> <p>( 6 ) グループ員 ( 当直員を含む。 ) は , GM の指示・指導に従い , 業務を遂行する。</p>	・変更なし

## 福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定 比較表

変更前	変更後	備 考
(保安に関する組織) 第123条 発電所の保安に関する組織は、図123のとおりとする。	(保安に関する組織) 第123条 発電所の保安に関する組織は、図123のとおりとする。	
図123	図123	
<b>【本店】</b>	<b>【本店】</b>	
		・福島第一組織改編に伴う保安規定変更
<b>【福島第一安定化センター】</b>	<b>【福島第一安定化センター】</b>	

## 福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定 比較表

変更前	変更後	備 考
<p>【福島第一原子力発電所】</p> <p>2 : 高経年化プロジェクトグループ、原子炉プロジェクトグループ、環境施設グループ、環境施設プロジェクトグループ及び保全革新グループは、それぞれ1グループで1~6号炉を所管する。(所管する号炉が第一及び第二保全部に係わることから、便宜上両部に記載している。)</p> <p>3 : 福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の現業技術・技能に関する業務を行う。</p> <p>福島原子力人材開発センター ③ 技能訓練グループ ③ 教育管理グループ</p>	<p>【福島第一原子力発電所】</p> <p>2 : 高経年化プロジェクトグループ、原子炉プロジェクトグループ、環境施設グループ、環境施設プロジェクトグループ及び保全革新グループは、それぞれ1グループで1~6号炉を所管する。(所管する号炉が第一及び第二保全部に係わることから、便宜上両部に記載している。)</p> <p>3 : 福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の現業技術・技能に関する業務を行う。</p> <p>福島原子力人材開発センター ③ 技能訓練グループ ③ 教育管理グループ</p>	<p>・変更なし</p>

## 福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定 比較表

変更前	変更後	備 考
<p>(保安に関する職務)</p> <p>第124条</p> <p>保安に関する職務のうち、本店組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統轄する。また、保安に関する組織（主任技術者を含む。）から適宜報告を求め、「NM-51-11 トラブル等の報告マニュアル」に基づき、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。</p> <p>(2) 原子力品質監査部長は、管理責任者として、品質保証活動に関わる監査を統括管理する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統括する（原子力品質監査部に限る。）。</p> <p>(3) 福島第一品質監査グループは、品質保証活動の監査を行う。</p> <p>(4) 原子力・立地本部長は、管理責任者として、資材部、原子力・立地業務部、原子力品質・安全部、原子力運営管理部、原子力設備管理部、原子燃料サイクル部、福島第一安定化センター（以下「安定化センター」という。）及び発電所の行う保安活動を統括管理する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統括する（原子力品質監査部を除く。）。</p> <p>(5) 資材部は、調達先の評価・選定に関する業務を行う。</p> <p>(6) 原子力・立地業務部は、管理責任者を補佐し、品質マネジメント推進及び要員の計画、管理、研修に関する業務を行う。</p> <p>(7) 原子力品質・安全部は、業務プロセスの改善・標準化及び安全管理に関する業務を行う。</p> <p>(8) 原子力運営管理部は、原子力発電所の運転及び保守に関する業務（原子力設備管理部所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(9) 原子力設備管理部は、原子力発電設備の改良及び設計管理に関する業務を行う。</p> <p>(10) 原子燃料サイクル部は、原子燃料の調達に関する業務を行う。</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、安定化センター組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 福島第一安定化センター所長（以下、「安定化センター所長」という）は、原子力・立地本部長を補佐し、発電所におけるプラントの安定状態維持・継続、放射線量低減・汚染拡大防止及び廃止措置に向けた諸対策の計画・工事・保安に関する業務を統括管理する。</p> <p>(2) 外部循環冷却グループは、本章に係る設備等のうち、<u>使用済燃料プール冷却設備及び窒素ガス封入設備</u>の運用、保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(3) 循環注水冷却グループは、本章に係る設備等のうち、<u>原子炉注水設備及びほう酸水注入設備</u>の運用、保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(4) 海水腐食防止グループは、本章に係る設備等のうち、水貯蔵タンクの水質管理に関する業務を行う。</p>	<p>(保安に関する職務)</p> <p>第124条</p> <p>保安に関する職務のうち、本店組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統轄する。また、保安に関する組織（主任技術者を含む。）から適宜報告を求め、「NM-51-11 トラブル等の報告マニュアル」に基づき、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。</p> <p>(2) 原子力品質監査部長は、管理責任者として、品質保証活動に関わる監査を統括管理する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統括する（原子力品質監査部に限る。）。</p> <p>(3) 福島第一品質監査グループは、品質保証活動の監査を行う。</p> <p>(4) 原子力・立地本部長は、管理責任者として、資材部、原子力・立地業務部、原子力品質・安全部、原子力運営管理部、原子力設備管理部、原子燃料サイクル部、<u>福島第一対策プロジェクトチーム</u>、福島第一対策プロジェクトチーム、福島第一安定化センター（以下「安定化センター」という。）及び発電所の行う保安活動を統括管理する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統括する（原子力品質監査部を除く。）。</p> <p>(5) 資材部は、調達先の評価・選定に関する業務を行う。</p> <p>(6) 原子力・立地業務部は、管理責任者を補佐し、品質マネジメント推進及び要員の計画、管理、研修に関する業務を行う。</p> <p>(7) 原子力品質・安全部は、業務プロセスの改善・標準化及び安全管理に関する業務を行う。</p> <p>(8) 原子力運営管理部は、原子力発電所の運転及び保守に関する業務（原子力設備管理部所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(9) 原子力設備管理部は、原子力発電設備の改良及び設計管理に関する業務を行う。</p> <p>(10) 原子燃料サイクル部は、原子燃料の調達に関する業務を行う。</p> <p>(11) <u>福島第一対策プロジェクトチーム</u>は、福島第一原子力発電所の中長期対策の計画策定、総括管理及び技術検討に関する業務を行う。</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、安定化センター組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 福島第一安定化センター所長（以下、「安定化センター所長」という）は、原子力・立地本部長を補佐し、発電所におけるプラントの安定状態維持・継続、放射線量低減・汚染拡大防止及び廃止措置に向けた諸対策の工事・運用・保守に関する業務を統括管理する。</p> <p>(2) <u>品質・安全グループ</u>は、本章に係る設備等のうち、<u>原子力安全の総括（安全評価を含む）</u>、品質の管理及び保安検査に関する業務を行う。</p> <p>(3) <u>冷却第一グループ</u>は、本章に係る設備等のうち、<u>原子炉注水設備及びほう酸水注入設備</u>の運用、保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(4) <u>冷却第二グループ</u>は、本章に係る設備等のうち、<u>窒素ガス封入設備及び原子炉格納容器ガス管理設備</u>の運用、保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(5) <u>冷却第三グループ</u>は、本章に係る設備等のうち、<u>使用済燃料プール冷却設備及びコンクリートポンプ車</u>の運用、保守管理並びに水貯蔵タンクの水質管理に関する業務を行う。</p>	<p>・福島第一組織改編に伴う保安規定変更</p>

## 福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定 比較表

変更前	変更後	備 考
<p>( 5 ) <u>滞留水移送グループは、本章に係る設備等のうち、滞留水及びサブドレン水の水位管理、高レベル汚染水の移送に関する業務を行う。</u></p> <p>( 6 ) <u>水処理淡水化グループは、本章に係る設備等のうち、汚染水処理装置の運用、保守管理並びに放射性廃棄物の貯蔵に関する業務を行う。</u></p> <p>( 7 ) <u>遠隔外部注水グループは、本章に係る設備等のうち、コンクリートポンプ車の運用、保守管理に関する業務を行う。</u></p> <p>( 8 ) <u>原子炉安全評価グループは、本章に係る設備等のうち、原子炉及び格納容器の安全評価に関する業務を行う。</u></p> <p>( 9 ) <u>電気設備グループは、本章に係る設備等のうち、電源設備及び電源車の運用、保守管理に関する業務を行う。</u></p> <p>( 10 ) <u>作業放射線管理グループは、本章に係る設備等のうち、ガスサンプリングによる放射能分析に関する業務を行う。</u></p> <p>3 . 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。</p> <p>( 1 ) 所長は、原子力・立地本部長及び安定化センター所長を補佐し、発電所における保安に関する業務（安定化センター所長が所管する業務を除く）を統括管理し、その際には主任技術者の意見を尊重する。</p> <p>( 2 ) 人事グループは、要員の計画に関する業務を行う。</p> <p>( 3 ) 資材グループは、調達に関する業務を行う。</p> <p>( 4 ) 土木グループは、原子炉施設のうち、土木設備に係る保守管理に関する業務を行う。</p> <p>( 5 ) 建築グループは、原子炉施設のうち、建築設備に係る保守管理に関する業務を行う。並びに、本章に係る設備等のうち、免震重要棟の電気設備に係る保守管理に関する業務を行う。</p> <p>( 6 ) 防災安全グループは、緊急時の措置の総括及び初期消火活動のための体制の整備に関する業務を行う。並びに、本章に係る設備等のうち、消防車の運用、保守管理に関する業務を行う。</p> <p>( 7 ) 防護管理グループは、周辺監視区域及び保全区域の管理に関する業務を行う。</p> <p>( 8 ) 品質保証グループは、品質保証体系の総括に関する業務を行う。</p> <p>( 9 ) 安全管理グループは、原子力安全の総括に関する業務を行う。</p> <p>( 10 ) 品質管理グループは、品質の管理に関する業務を行う。</p> <p>( 11 ) 技術グループは、原子力技術の総括に関する業務を行う。</p> <p>( 12 ) 保安検査グループは、原子力保安検査に関する業務を行う。</p> <p>( 13 ) 業務システムグループは、原子力業務システム及び電子通信設備の運用管理に関する業務を行う。</p> <p>( 14 ) 放射線安全グループは、放射線管理（放射線・化学管理グループ所管業務を除く。）及び環境放射能測定に関する業務を行う。</p> <p>( 15 ) 環境グループは、放射性固体廃棄物の管理に関する業務を行う。</p> <p>( 16 ) 発電グループは、原子炉施設の運用管理並びに廃棄物集中処理建屋内設備、サイトバンカ及び共用プール設備の運転、運用管理に関する業務を行う。</p> <p>( 17 ) 当直は、原子炉施設の運転に関する業務（発電グループ及び作業管理グループ所管業務を除く。）、燃料取扱いに関する業務を行う。並びに、本章に係る設備等の運用管理に関する業務を行う。</p>	<p>( 6 ) <u>水処理第一グループは、本章に係る設備等のうち、滞留水及びサブドレン水の水位管理、高レベル汚染水の移送に関する業務を行う。</u></p> <p>( 7 ) <u>水処理第二グループは、本章に係る設備等のうち、汚染水処理装置の運用、保守管理に関する業務を行う。</u></p> <p>( 8 ) <u>水処理第三グループは、本章に係る設備等のうち、放射性廃棄物の貯蔵に関する業務を行う。</u></p> <p>( 9 ) <u>電気第一グループは、本章に係る設備等のうち、総括（電源車管理を含む）、所内電源、仮設電源の設計、運用、保守管理に関する業務を行う。</u></p> <p>( 10 ) <u>電気第二グループは、本章に係る設備等のうち、各設備等で必要な電気設備の運用、保守管理に関する業務を行う。</u></p> <p>( 11 ) <u>計装第一グループは、本章に係る設備等のうち、1号炉及び2号炉の計装設備の保守管理に関する業務を行う。</u></p> <p>( 12 ) <u>計装第二グループは、本章に係る設備等のうち、3号炉及び4号炉の計装設備の保守管理に関する業務を行う。</u></p> <p>( 13 ) <u>作業放射線管理グループは、本章に係る設備等のうち、ガスサンプリングによる放射能分析に関する業務を行う。</u></p> <p>3 . 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。</p> <p>( 1 ) 所長は、原子力・立地本部長及び安定化センター所長を補佐し、発電所における保安に関する業務（安定化センター所長が所管する業務を除く）を統括管理し、その際には主任技術者の意見を尊重する。</p> <p>( 2 ) 人事グループは、要員の計画に関する業務を行う。</p> <p>( 3 ) 資材グループは、調達に関する業務を行う。</p> <p>( 4 ) 土木グループは、原子炉施設のうち、土木設備に係る保守管理に関する業務を行う。</p> <p>( 5 ) 建築グループは、原子炉施設のうち、建築設備に係る保守管理に関する業務を行う。並びに、本章に係る設備等のうち、免震重要棟の電気設備に係る保守管理に関する業務を行う。</p> <p>( 6 ) 防災安全グループは、緊急時の措置の総括及び初期消火活動のための体制の整備に関する業務を行う。並びに、本章に係る設備等のうち、消防車の運用、保守管理に関する業務を行う。</p> <p>( 7 ) 防護管理グループは、周辺監視区域及び保全区域の管理に関する業務を行う。</p> <p>( 8 ) 品質保証グループは、品質保証体系の総括に関する業務を行う。</p> <p>( 9 ) 安全管理グループは、原子力安全の総括に関する業務を行う。</p> <p>( 10 ) 品質管理グループは、品質の管理に関する業務を行う。</p> <p>( 11 ) 技術グループは、原子力技術の総括に関する業務を行う。</p> <p>( 12 ) 保安検査グループは、原子力保安検査に関する業務を行う。</p> <p>( 13 ) 業務システムグループは、原子力業務システム及び電子通信設備の運用管理に関する業務を行う。</p> <p>( 14 ) 放射線安全グループは、放射線管理（放射線・化学管理グループ所管業務を除く。）及び環境放射能測定に関する業務を行う。</p> <p>( 15 ) 環境グループは、放射性固体廃棄物の管理に関する業務を行う。</p> <p>( 16 ) 発電グループは、原子炉施設の運用管理並びに廃棄物集中処理建屋内設備、サイトバンカ及び共用プール設備の運転、運用管理に関する業務を行う。</p> <p>( 17 ) 当直は、原子炉施設の運転に関する業務（発電グループ及び作業管理グループ所管業務を除く。）、燃料取扱いに関する業務を行う。並びに、本章に係る設備等の運用管理に関する業務を行う。</p>	<p>・福島第一組織改編に伴う保安規定変更</p>

## 福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定 比較表

変更前	変更後	備 考
<p>(18) 作業管理グループは、原子炉施設の運転に関する業務のうち保守作業の管理に関する業務を行う。</p> <p>(19) 運転評価グループは、原子炉施設の運転に係る業務の支援・評価に関する業務（発電グループ所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(20) 放射線・化学管理グループは、化学管理及び作業・工事に係る放射線管理に関する業務を行う。</p> <p>(21) 燃料グループは、燃料の管理に関する業務（当直所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(22) 保全計画グループは、原子炉施設の保守の総括に関する業務（環境施設グループ所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(23) タービングループは、原子炉施設のうちタービン設備に係る保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(24) 原子炉グループは、原子炉施設のうち原子炉設備に係る保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(25) 電気機器グループは、原子炉施設のうち電気設備に係る保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(26) 計測制御グループは、原子炉施設のうち計測制御設備に係る保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(27) 高経年化プロジェクトグループは、原子炉施設の高経年化に関する技術評価の総括並びに大型の保全及び改良工事に関する業務（環境施設プロジェクトグループ所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(28) 原子炉プロジェクトグループは、原子炉内部構造物及び原子炉再循環系に係る保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(29) 環境施設グループは、各ユニットの廃棄物処理設備、廃棄物集中処理建屋内設備、サイトバンカ及び共用プール設備の保守の総括、保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(30) 環境施設プロジェクトグループは、各ユニットの廃棄物処理設備及び廃棄物集中処理建屋内設備に関する大型の改良工事に関する業務を行う。</p> <p>(31) 保全革新グループは、保全革新業務の推進及び各設備点検結果の評価に関する業務を行う。</p> <p>(32) 技能訓練グループは、現業技術・技能に関する業務を行う。</p> <p>(33) 教育管理グループは、保安教育及びその他研修に関する業務を行う。</p> <p>4. 各職位は次のとおり、当該業務にあたる。</p> <p>(1) 本店各部長は、原子力・立地本部長を補佐し、第123条の定めのとおり、当該部が所管するグループの業務を統括管理する。</p> <p>(2) 安定化センター各部長は、安定化センター所長を補佐し、第123条の定めのとおり、当該部が所管するグループの業務を統括管理する。</p> <p>(3) 安定化センター各グループマネージャー（以下「安定化センター各GM」という。）は、グループ員を指示・指導し、所管する業務を遂行するとともに、所管業務に基づき記録及び報告を行う。</p> <p>(4) ユニット所長（1～4号）は、所長を補佐し、第123条の定めのとおり、第一運転管理部及び第一保全部の業務を統括管理する。</p> <p>(5) ユニット所長（5・6号）は、所長を補佐し、第123条の定めのとおり、第二運転管理部及び第二保全部の業務を統括管理する。</p> <p>(6) 発電所各部長（福島原子力人材開発センター所長を含む。）は、第123条の定めのとおり、当該部（福島原子力人材開発センターを含む。）が所管するグループの業務を統括管理する。</p> <p>(7) 各GMは、グループ員（当直員を含む。）を指示・指導し、所管する業務を遂行するとともに、所管業務に基づき緊急時の措置、保安教育ならびに記録及び報告を行う。</p> <p>(8) グループ員（当直員を含む。）は、GMの指示・指導に従い、業務を遂行する。</p>	<p>(18) 作業管理グループは、原子炉施設の運転に関する業務のうち保守作業の管理に関する業務を行う。</p> <p>(19) 運転評価グループは、原子炉施設の運転に係る業務の支援・評価に関する業務（発電グループ所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(20) 放射線・化学管理グループは、化学管理及び作業・工事に係る放射線管理に関する業務を行う。</p> <p>(21) 燃料グループは、燃料の管理に関する業務（当直所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(22) 保全計画グループは、原子炉施設の保守の総括に関する業務（環境施設グループ所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(23) タービングループは、原子炉施設のうちタービン設備に係る保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(24) 原子炉グループは、原子炉施設のうち原子炉設備に係る保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(25) 電気機器グループは、原子炉施設のうち電気設備に係る保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(26) 計測制御グループは、原子炉施設のうち計測制御設備に係る保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(27) 高経年化プロジェクトグループは、原子炉施設の高経年化に関する技術評価の総括並びに大型の保全及び改良工事に関する業務（環境施設プロジェクトグループ所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(28) 原子炉プロジェクトグループは、原子炉内部構造物及び原子炉再循環系に係る保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(29) 環境施設グループは、各ユニットの廃棄物処理設備、廃棄物集中処理建屋内設備、サイトバンカ及び共用プール設備の保守の総括、保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(30) 環境施設プロジェクトグループは、各ユニットの廃棄物処理設備及び廃棄物集中処理建屋内設備に関する大型の改良工事に関する業務を行う。</p> <p>(31) 保全革新グループは、保全革新業務の推進及び各設備点検結果の評価に関する業務を行う。</p> <p>(32) 技能訓練グループは、現業技術・技能に関する業務を行う。</p> <p>(33) 教育管理グループは、保安教育及びその他研修に関する業務を行う。</p> <p>4. 各職位は次のとおり、当該業務にあたる。</p> <p>(1) 本店各部長は、原子力・立地本部長を補佐し、第123条の定めのとおり、当該部が所管するグループの業務を統括管理する。</p> <p>(2) 安定化センター各部長は、安定化センター所長を補佐し、第123条の定めのとおり、当該部が所管するグループの業務を統括管理する。</p> <p>(3) 安定化センター各グループマネージャー（以下「安定化センター各GM」という。）は、グループ員を指示・指導し、所管する業務を遂行するとともに、所管業務に基づき記録及び報告を行う。</p> <p>(4) ユニット所長（1～4号）は、所長を補佐し、第123条の定めのとおり、第一運転管理部及び第一保全部の業務を統括管理する。</p> <p>(5) ユニット所長（5・6号）は、所長を補佐し、第123条の定めのとおり、第二運転管理部及び第二保全部の業務を統括管理する。</p> <p>(6) 発電所各部長（福島原子力人材開発センター所長を含む。）は、第123条の定めのとおり、当該部（福島原子力人材開発センターを含む。）が所管するグループの業務を統括管理する。</p> <p>(7) 各GMは、グループ員（当直員を含む。）を指示・指導し、所管する業務を遂行するとともに、所管業務に基づき緊急時の措置、保安教育ならびに記録及び報告を行う。</p> <p>(8) グループ員（当直員を含む。）は、GMの指示・指導に従い、業務を遂行する。</p>	<p>・変更なし</p>

## 福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定 比較表

変更前	変更後	備 考												
<p>(異常時のための措置)</p> <p>第131条</p> <p>原子炉注水設備について異常時の措置の活動を行うための体制の整備として、「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」, 及び「NM-51-17・1F-S1-001 防火管理要領」に基づき, 次の措置を講じる。</p> <p>(1) <u>循環注水冷却GM</u>は, 原子炉注水設備について異常時の措置の活動を行うための訓練を, 1年に1回以上実施する。</p> <p>(2) 防災安全GMは, 表131-1に定める異常時の措置の活動を行うために必要な消防車を配備し, 1ヶ月に1回点検を行う。</p> <p>(3) <u>循環注水冷却GM</u>は, 異常時の措置の活動に必要な(2)以外のその他資機材を定め, 配備する。</p> <p>(4) <u>循環注水冷却GM</u>は, 表131-1に示す消防車を操作するために必要な要員を確保する。</p> <p>(5) <u>循環注水冷却GM</u>は,(1),(3)及び(4)に定める事項について定期的に評価を行うとともに, 評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>表131-1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">設 備</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">関連条文</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">台 数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">消防車</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">第138条</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">6台</td></tr> </tbody> </table> <p>2. 使用済燃料プール循環冷却設備について異常時の措置の活動を行うための体制の整備として, 「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」及び「NM-51-17・1F-S1-001 防火管理要領」に基づき, 次の措置を講じる。</p> <p>(1) <u>外部循環冷却GM</u>は, 使用済燃料プール循環冷却設備について異常時の措置の活動を行うための訓練を, 1年に1回以上実施する。</p> <p>(2) 防災安全GMは, 表131-2に定める異常時の措置の活動を行うために必要な消防車を配備し, 1ヶ月に1回点検を行う。</p> <p>(3) <u>遠隔外部注水GM</u>は, 表131-2に定める異常時の措置の活動を行うために必要なコンクリートポンプ車を配備し, 1ヶ月に1回点検を行う。</p> <p>(4) <u>外部循環冷却GM</u>は, 異常時の措置の活動に必要な(2)及び(3)以外のその他資機材を定め, 配備する。</p> <p>(5) <u>外部循環冷却GM</u>は, 表131-2に示す消防車を操作するために必要な要員を確保する。</p> <p>(6) <u>遠隔外部注水GM</u>は, 表131-2に示すコンクリートポンプ車を操作するために必要な要員を確保する。</p> <p>(7) <u>外部循環冷却GM</u>は,(1),(4)及び(5)に定める事項について定期的に評価を行うとともに, 評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>(8) <u>遠隔外部注水GM</u>は,(6)に定める事項について定期的に評価を行うとともに, 評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p>	設 備	関連条文	台 数	消防車	第138条	6台	<p>(異常時のための措置)</p> <p>第131条</p> <p>原子炉注水設備について異常時の措置の活動を行うための体制の整備として、「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」, 及び「NM-51-17・1F-S1-001 防火管理要領」に基づき, 次の措置を講じる。</p> <p>(1) 冷却第一GMは, 原子炉注水設備について異常時の措置の活動を行うための訓練を, 1年に1回以上実施する。</p> <p>(2) 防災安全GMは, 表131-1に定める異常時の措置の活動を行うために必要な消防車を配備し, 1ヶ月に1回点検を行う。</p> <p>(3) 冷却第一GMは, 異常時の措置の活動に必要な(2)以外のその他資機材を定め, 配備する。</p> <p>(4) 冷却第一GMは, 表131-1に示す消防車を操作するために必要な要員を確保する。</p> <p>(5) 冷却第一GMは,(1),(3)及び(4)に定める事項について定期的に評価を行うとともに, 評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>表131-1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">設 備</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">関連条文</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">台 数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">消防車</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">第138条</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">6台</td></tr> </tbody> </table> <p>2. 使用済燃料プール循環冷却設備について異常時の措置の活動を行うための体制の整備として, 「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」及び「NM-51-17・1F-S1-001 防火管理要領」に基づき, 次の措置を講じる。</p> <p>(1) 冷却第三GMは, 使用済燃料プール循環冷却設備について異常時の措置の活動を行うための訓練を, 1年に1回以上実施する。</p> <p>(2) 防災安全GMは, 表131-2に定める異常時の措置の活動を行うために必要な消防車を配備し, 1ヶ月に1回点検を行う。</p> <p>(3) 冷却第三GMは, 表131-2に定める異常時の措置の活動を行うために必要なコンクリートポンプ車を配備し, 1ヶ月に1回点検を行う。</p> <p>(4) 冷却第三GMは, 異常時の措置の活動に必要な(2)及び(3)以外のその他資機材を定め, 配備する。</p> <p>(5) 冷却第三GMは, 表131-2に示す消防車を操作するために必要な要員を確保する。</p> <p>(6) 冷却第三GMは, 表131-2に示すコンクリートポンプ車を操作するために必要な要員を確保する。</p> <p>(7) 冷却第三GMは,(1),(4),(5)及び(6)に定める事項について定期的に評価を行うとともに, 評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p>	設 備	関連条文	台 数	消防車	第138条	6台	<p>・福島第一組織改編に伴う保安規定変更</p>
設 備	関連条文	台 数												
消防車	第138条	6台												
設 備	関連条文	台 数												
消防車	第138条	6台												

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定 比較表

変更前	変更後	備 考																		
<p>表131-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備</th><th>関連条文</th><th>台 数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防車</td><td>第140条, 第141条</td><td>1台</td></tr> <tr> <td>コンクリートポンプ車</td><td>第140条, 第141条</td><td>1台</td></tr> </tbody> </table> <p>3 . 電気設備について異常時の措置の活動を行うための体制の整備として、「FS-57・PI-001 電気設備の保守管理マニュアル」に基づき、次の措置を講じる。</p> <p>( 1 ) 電気<u>設備</u>GMは、電気設備について異常時の措置の活動（電源車の使用）を行うための訓練を、1年に1回以上実施する。</p> <p>( 2 ) 電気<u>設備</u>GMは、表131-3に定める異常時の措置の活動を行うために必要な電源車を配備し、1ヶ月に1回点検を行う。</p> <p>( 3 ) 電気<u>設備</u>GMは、異常時の措置の活動に必要な（2）以外のその他資機材を定め、配備する。</p> <p>( 4 ) 電気<u>設備</u>GMは、表131-3に示す電源車を操作するために必要な要員を確保する。</p> <p>( 5 ) 電気<u>設備</u>GMは、(1),(3)及び(4)に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p>	設備	関連条文	台 数	消防車	第140条, 第141条	1台	コンクリートポンプ車	第140条, 第141条	1台	<p>表131-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備</th><th>関連条文</th><th>台 数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防車</td><td>第140条, 第141条</td><td>1台</td></tr> <tr> <td>コンクリートポンプ車</td><td>第140条, 第141条</td><td>1台</td></tr> </tbody> </table> <p>3 . 電気設備について異常時の措置の活動を行うための体制の整備として、「FS-57・PI-001 電気設備の保守管理マニュアル」に基づき、次の措置を講じる。</p> <p>( 1 ) 電気<u>第一</u>GMは、電気設備について異常時の措置の活動（電源車の使用）を行うための訓練を、1年に1回以上実施する。</p> <p>( 2 ) 電気<u>第一</u>GMは、表131-3に定める異常時の措置の活動を行うために必要な電源車を配備し、1ヶ月に1回点検を行う。</p> <p>( 3 ) 電気<u>第一</u>GMは、異常時の措置の活動に必要な（2）以外のその他資機材を定め、配備する。</p> <p>( 4 ) 電気<u>第一</u>GMは、表131-3に示す電源車を操作するために必要な要員を確保する。</p> <p>( 5 ) 電気<u>第一</u>GMは、(1),(3)及び(4)に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p>	設備	関連条文	台 数	消防車	第140条, 第141条	1台	コンクリートポンプ車	第140条, 第141条	1台	・福島第一組織改編に 伴う保安規定変更
設備	関連条文	台 数																		
消防車	第140条, 第141条	1台																		
コンクリートポンプ車	第140条, 第141条	1台																		
設備	関連条文	台 数																		
消防車	第140条, 第141条	1台																		
コンクリートポンプ車	第140条, 第141条	1台																		
<p>表131-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備</th><th>関連条文</th><th>台 数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源車</td><td>第147条</td><td>2台</td></tr> </tbody> </table>	設備	関連条文	台 数	電源車	第147条	2台	<p>表131-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備</th><th>関連条文</th><th>台 数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源車</td><td>第147条</td><td>2台</td></tr> </tbody> </table>	設備	関連条文	台 数	電源車	第147条	2台							
設備	関連条文	台 数																		
電源車	第147条	2台																		
設備	関連条文	台 数																		
電源車	第147条	2台																		

## 福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定 比較表

変更前	変更後	備 考																				
<p>(保守管理)</p> <p>第132条</p> <p>安定化センター各GM又は各GMは、表132に定めるマニュアルに基づき、設備又は機器の単位ごとに保全方式<sup>1</sup>及び保全方法<sup>2</sup>定めた保全計画（必要に応じて消耗品等の準備を含む）を策定し、これに基づき点検、補修、取替え及び改造等の保全を実施するとともに、その結果を記録する。</p> <p>1：時間基準保全、状態基準保全又は事後保全をいう。      2：保全方式にあわせた保全方法を定める。なお、事後保全における保全方法とは、運転管理上の巡回点検や定期試験等を行う中で機器に異常の兆候が確認された場合に点検、補修、取替え及び改造等の保全を実施することをいう。</p> <p>表132</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">マニュアル名称</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">関連条文</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル</td> <td style="padding: 5px;">第138条、第139条、第140条、 第141条、第142条、第144条</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">FS-57・WT-001 高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル</td> <td style="padding: 5px;">第145条、第146条、第149条</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">FS-57・PI-001 電気設備の保守管理マニュアル</td> <td style="padding: 5px;">第147条、第148条</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">NE-55-7・1F-B1-001 免震重要棟電気設備保守管理要領</td> <td style="padding: 5px;">第148条</td> </tr> </tbody> </table>	マニュアル名称	関連条文	FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル	第138条、第139条、第140条、 第141条、第142条、第144条	FS-57・WT-001 高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル	第145条、第146条、第149条	FS-57・PI-001 電気設備の保守管理マニュアル	第147条、第148条	NE-55-7・1F-B1-001 免震重要棟電気設備保守管理要領	第148条	<p>(保守管理)</p> <p>第132条</p> <p>安定化センター各GM又は各GMは、表132に定めるマニュアルに基づき、設備又は機器の単位ごとに保全方式<sup>1</sup>及び保全方法<sup>2</sup>を定めた保全計画（必要に応じて消耗品等の準備を含む）を策定し、これに基づき点検、補修、取替え及び改造等の保全を実施するとともに、その結果を記録する。<u>また、作業管理は「NQ-51-8 作業管理マニュアル」に基づき実施する。</u></p> <p>1：時間基準保全、状態基準保全又は事後保全をいう。      2：保全方式にあわせた保全方法を定める。なお、事後保全における保全方法とは、運転管理上の巡回点検や定期試験等を行う中で機器に異常の兆候が確認された場合に点検、補修、取替え及び改造等の保全を実施することをいう。</p> <p>表132</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">マニュアル名称</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">関連条文</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル</td> <td style="padding: 5px;">第138条、第139条、第140条、 第141条、第142条、第144条</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">FS-57・WT-001 高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル</td> <td style="padding: 5px;">第145条、第146条、第149条</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">FS-57・PI-001 電気設備の保守管理マニュアル</td> <td style="padding: 5px;">第147条、第148条</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">NE-55-7・1F-B1-001 免震重要棟電気設備保守管理要領</td> <td style="padding: 5px;">第148条</td> </tr> </tbody> </table>	マニュアル名称	関連条文	FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル	第138条、第139条、第140条、 第141条、第142条、第144条	FS-57・WT-001 高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル	第145条、第146条、第149条	FS-57・PI-001 電気設備の保守管理マニュアル	第147条、第148条	NE-55-7・1F-B1-001 免震重要棟電気設備保守管理要領	第148条	<p>・記載の適正化</p>
マニュアル名称	関連条文																					
FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル	第138条、第139条、第140条、 第141条、第142条、第144条																					
FS-57・WT-001 高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル	第145条、第146条、第149条																					
FS-57・PI-001 電気設備の保守管理マニュアル	第147条、第148条																					
NE-55-7・1F-B1-001 免震重要棟電気設備保守管理要領	第148条																					
マニュアル名称	関連条文																					
FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル	第138条、第139条、第140条、 第141条、第142条、第144条																					
FS-57・WT-001 高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル	第145条、第146条、第149条																					
FS-57・PI-001 電気設備の保守管理マニュアル	第147条、第148条																					
NE-55-7・1F-B1-001 免震重要棟電気設備保守管理要領	第148条																					

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定 比較表

変更前	変更後	備 考
<p>第2節 運転上の留意事項</p> <p>(水質管理)</p> <p>第133条</p> <p>放射線・化学管理GMは、「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」に基づき、使用済燃料プール水の導電率(40mS/mを超える場合は塩化物イオン濃度)及びpHを3ヶ月に1回確認し、その結果を<u>海水腐食防止GM</u>に通知する。</p> <p>2. 放射線・化学管理GMは、「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」に基づき、処理水バッファタンク水の導電率(40mS/mを超える場合は塩化物イオン濃度)を3ヶ月に1回確認し、その結果を<u>海水腐食防止GM</u>に通知する。</p> <p>3. 放射線・化学管理GMは、「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」に基づき、3号炉復水貯蔵タンク水の導電率(40mS/mを超える場合は塩化物イオン濃度)を3ヶ月に1回確認し、その結果を<u>海水腐食防止GM</u>に通知する。</p> <p>4. <u>海水腐食防止GM</u>は、使用済燃料プール水、処理水バッファタンク水及び3号炉復水貯蔵タンク水の水質が表133に定める基準値の範囲にない場合は、「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」に基づき、基準値の範囲内に回復するよう努める。</p>	<p>第2節 運転上の留意事項</p> <p>(水質管理)</p> <p>第133条</p> <p>放射線・化学管理GMは、「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」に基づき、使用済燃料プール水の導電率(40mS/mを超える場合は塩化物イオン濃度)及びpHを3ヶ月に1回確認し、その結果を<u>冷却第三GM</u>に通知する。</p> <p>2. 放射線・化学管理GMは、「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」に基づき、処理水バッファタンク水の導電率(40mS/mを超える場合は塩化物イオン濃度)を3ヶ月に1回確認し、その結果を<u>冷却第三GM</u>に通知する。</p> <p>3. 放射線・化学管理GMは、「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」に基づき、3号炉復水貯蔵タンク水の導電率(40mS/mを超える場合は塩化物イオン濃度)を3ヶ月に1回確認し、その結果を<u>冷却第三GM</u>に通知する。</p> <p>4. <u>冷却第三GM</u>は、使用済燃料プール水、処理水バッファタンク水及び3号炉復水貯蔵タンク水の水質が表133に定める基準値の範囲にない場合は、「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」に基づき、基準値の範囲内に回復するよう努める。</p>	<p>・福島第一組織改編に伴う保安規定変更</p>

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定 比較表

変更前		変更後		備 考																			
表133 1. 1号炉，2号炉及び3号炉		表133 1. 1号炉，2号炉及び3号炉		・変更なし																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>基準値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用済燃料プール水</td><td>導電率 40mS/m 以下 (25 において)  塩化物イオン濃度 (導電率が 40mS/m を超える場合) 100ppm 以下</td></tr> <tr> <td></td><td>pH 5.6~10.0 (25 において)</td></tr> <tr> <td>処理水バッファタンク水</td><td>導電率 40mS/m 以下 (25 において)  塩化物イオン濃度 (導電率が 40mS/m を超える場合) 100ppm 以下</td></tr> <tr> <td>3号炉復水貯蔵タンク水</td><td>導電率 40mS/m 以下 (25 において)  塩化物イオン濃度 (導電率が 40mS/m を超える場合) 100ppm 以下</td></tr> </tbody> </table>		項目	基準値	使用済燃料プール水	導電率 40mS/m 以下 (25 において)  塩化物イオン濃度 (導電率が 40mS/m を超える場合) 100ppm 以下		pH 5.6~10.0 (25 において)	処理水バッファタンク水	導電率 40mS/m 以下 (25 において)  塩化物イオン濃度 (導電率が 40mS/m を超える場合) 100ppm 以下	3号炉復水貯蔵タンク水	導電率 40mS/m 以下 (25 において)  塩化物イオン濃度 (導電率が 40mS/m を超える場合) 100ppm 以下	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>基準値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用済燃料プール水</td><td>導電率 40mS/m 以下 (25 において)  塩化物イオン濃度 (導電率が 40mS/m を超える場合) 100ppm 以下</td></tr> <tr> <td></td><td>pH 5.6~10.0 (25 において)</td></tr> <tr> <td>処理水バッファタンク水</td><td>導電率 40mS/m 以下 (25 において)  塩化物イオン濃度 (導電率が 40mS/m を超える場合) 100ppm 以下</td></tr> <tr> <td>3号炉復水貯蔵タンク水</td><td>導電率 40mS/m 以下 (25 において)  塩化物イオン濃度 (導電率が 40mS/m を超える場合) 100ppm 以下</td></tr> </tbody> </table>		項目	基準値	使用済燃料プール水	導電率 40mS/m 以下 (25 において)  塩化物イオン濃度 (導電率が 40mS/m を超える場合) 100ppm 以下		pH 5.6~10.0 (25 において)	処理水バッファタンク水	導電率 40mS/m 以下 (25 において)  塩化物イオン濃度 (導電率が 40mS/m を超える場合) 100ppm 以下	3号炉復水貯蔵タンク水	導電率 40mS/m 以下 (25 において)  塩化物イオン濃度 (導電率が 40mS/m を超える場合) 100ppm 以下
項目	基準値																						
使用済燃料プール水	導電率 40mS/m 以下 (25 において)  塩化物イオン濃度 (導電率が 40mS/m を超える場合) 100ppm 以下																						
	pH 5.6~10.0 (25 において)																						
処理水バッファタンク水	導電率 40mS/m 以下 (25 において)  塩化物イオン濃度 (導電率が 40mS/m を超える場合) 100ppm 以下																						
3号炉復水貯蔵タンク水	導電率 40mS/m 以下 (25 において)  塩化物イオン濃度 (導電率が 40mS/m を超える場合) 100ppm 以下																						
項目	基準値																						
使用済燃料プール水	導電率 40mS/m 以下 (25 において)  塩化物イオン濃度 (導電率が 40mS/m を超える場合) 100ppm 以下																						
	pH 5.6~10.0 (25 において)																						
処理水バッファタンク水	導電率 40mS/m 以下 (25 において)  塩化物イオン濃度 (導電率が 40mS/m を超える場合) 100ppm 以下																						
3号炉復水貯蔵タンク水	導電率 40mS/m 以下 (25 において)  塩化物イオン濃度 (導電率が 40mS/m を超える場合) 100ppm 以下																						
2. 4号炉		2. 4号炉																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>基準値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用済燃料プール水</td><td>導電率 40mS/m 以下 (25 において)  塩化物イオン濃度 (導電率が 40mS/m を超える場合) 100ppm 以下</td></tr> <tr> <td></td><td>pH 5.6~11.0 (25 において)</td></tr> </tbody> </table>		項目	基準値	使用済燃料プール水	導電率 40mS/m 以下 (25 において)  塩化物イオン濃度 (導電率が 40mS/m を超える場合) 100ppm 以下		pH 5.6~11.0 (25 において)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>基準値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用済燃料プール水</td><td>導電率 40mS/m 以下 (25 において)  塩化物イオン濃度 (導電率が 40mS/m を超える場合) 100ppm 以下</td></tr> <tr> <td></td><td>pH 5.6~11.0 (25 において)</td></tr> </tbody> </table>		項目	基準値	使用済燃料プール水	導電率 40mS/m 以下 (25 において)  塩化物イオン濃度 (導電率が 40mS/m を超える場合) 100ppm 以下		pH 5.6~11.0 (25 において)								
項目	基準値																						
使用済燃料プール水	導電率 40mS/m 以下 (25 において)  塩化物イオン濃度 (導電率が 40mS/m を超える場合) 100ppm 以下																						
	pH 5.6~11.0 (25 において)																						
項目	基準値																						
使用済燃料プール水	導電率 40mS/m 以下 (25 において)  塩化物イオン濃度 (導電率が 40mS/m を超える場合) 100ppm 以下																						
	pH 5.6~11.0 (25 において)																						

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定 比較表

変更前	変更後	備 考
<p>(原子炉注水系)</p> <p>第138条</p> <p>原子炉の状態を維持するにあたって、原子炉注水系<sup>1</sup>は表138-1に定める事項を運転上の制限とする。なお、本条文は1号炉、2号炉及び3号炉のみ適用される。ただし、以下の場合は、運転上の制限を満足しないとはみなさない。</p> <p>(1) 原子炉注水系の点検、電源停止作業等のために、計画的に常用原子炉注水系を一時停止し、非常用原子炉注水系により注水する場合。</p> <p>2. 「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」に基づき、原子炉注水系を管理するとともに、前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は、原子炉圧力容器底部温度及び格納容器内温度を毎日1回確認し、その結果を<u>循環注水冷却GM</u>及び<u>原子炉安全評価GM</u>に通知する。</p> <p>(2) <u>原子炉安全評価GM</u>は、注水量の変更が必要な場合は、原子炉の状態に応じ、原子炉の冷却に必要な注水量を評価し、<u>循環注水冷却GM</u>に通知する。</p> <p>(3) <u>循環注水冷却GM</u>は、原子炉注水系を運転し、原子炉の冷却に必要な注水量を確保するとともに、運転している常用原子炉注水系及び必要な注水量を当直長に通知する。</p> <p>(4) 当直長は、原子炉の冷却に必要な注水量が確保されていることを毎日1回確認し、その結果を<u>循環注水冷却GM</u>及び<u>原子炉安全評価GM</u>に通知する。</p> <p>(5) <u>循環注水冷却GM</u>は、原子炉注水系の各設備について、表138-2に定める事項を確認する。</p> <p>3. <u>循環注水冷却GM</u>は、原子炉注水系(原子炉圧力容器底部温度及び格納容器内温度を除く)が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」に基づき、表138-3の措置を講じる。また、<u>原子炉安全評価GM</u>は、原子炉圧力容器底部温度及び格納容器内温度が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」に基づき、表138-3の措置を講じる。</p> <p>1: 原子炉注水系は、常用原子炉注水系と非常用原子炉注水系で構成される。常用原子炉注水系とは、高台炉注水ポンプ、タービン建屋内炉注水ポンプ及びCST炉注水ポンプによる注水系の3系列をいい、非常用原子炉注水系とは、非常用高台炉注水ポンプ及び純水タンク脇ポンプによる注水系(非常用ディーゼル発電機含む)の2系列をいう。</p>	<p>(原子炉注水系)</p> <p>第138条</p> <p>原子炉の状態を維持するにあたって、原子炉注水系<sup>1</sup>は表138-1に定める事項を運転上の制限とする。なお、本条文は1号炉、2号炉及び3号炉のみ適用される。ただし、以下の場合は、運転上の制限を満足しないとはみなさない。</p> <p>(1) 原子炉注水系の<u>保全作業</u>又は<u>電源停止作業</u>のために、計画的に常用原子炉注水系を一時停止し、<u>非常用原子炉注水系</u>により注水する場合。</p> <p>(2) 原子炉注水系の<u>ポンプ切替時の流量調整</u>又は<u>流量変更時のオーバーシュート</u>により、一時的に<u>注水量増加量が1.0m<sup>3</sup>/hを超えた場合</u></p> <p>(3) ほう酸水注入前後のポンプ水源切替に伴い、一時的に原子炉注水系を停止する場合</p> <p>2. 「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」に基づき、原子炉注水系を管理するとともに、前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は、原子炉圧力容器底部温度及び格納容器内温度を毎日1回確認し、その結果を<u>冷却第二GM</u>及び<u>品質・安全GM</u>に通知する。</p> <p>(2) <u>品質・安全GM</u>は、注水量の変更が必要な場合は、原子炉の状態に応じ、原子炉の冷却に必要な注水量を評価し、<u>冷却第一GM</u>に通知する。</p> <p>(3) <u>冷却第一GM</u>は、原子炉注水系を運転し、原子炉の冷却に必要な注水量を確保するとともに、運転している常用原子炉注水系及び必要な注水量を当直長に通知する。</p> <p>(4) 当直長は、原子炉の冷却に必要な注水量が確保されていることを毎日1回確認し、その結果を<u>冷却第一GM</u>及び<u>品質・安全GM</u>に通知する。</p> <p>(5) <u>冷却第一GM</u>は、原子炉注水系の各設備について、表138-2に定める事項を確認する。</p> <p>3. <u>冷却第一GM</u>は、原子炉注水系が第1項で定める運転上の制限(原子炉圧力容器底部温度及び格納容器内温度を除く)を満足していないと判断した場合、「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」に基づき、表138-3の措置を講じる。また、<u>品質・安全GM</u>は、原子炉圧力容器底部温度及び格納容器内温度が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」に基づき、表138-3の措置を講じる。</p> <p>1: 原子炉注水系は、常用原子炉注水系と非常用原子炉注水系で構成される。常用原子炉注水系とは、高台炉注水ポンプ、タービン建屋内炉注水ポンプ及びCST炉注水ポンプによる注水系の3系列をいい、非常用原子炉注水系とは、非常用高台炉注水ポンプ及び純水タンク脇ポンプによる注水系(非常用ディーゼル発電機含む)の2系列をいう。</p>	<p>・記載の適正化</p> <p>・福島第一組織改編に伴う保安規定変更</p> <p>・記載の適正化</p>

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定 比較表

変更前		変更後		備 考
<b>表138-1</b>		<b>表138-1</b>		
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	
原子炉圧力容器底部温度	80 以下 <sup>2</sup>	原子炉圧力容器底部温度	80 以下 <sup>2</sup>	
格納容器内温度	全体的に著しい温度上昇傾向 <sup>2</sup> がないこと	格納容器内温度	全体的に著しい温度上昇傾向 <sup>2</sup> がないこと	・記載の適正化
常用原子炉注水系	原子炉の冷却に必要な注水量が確保されていること	常用原子炉注水系	原子炉の冷却に必要な注水量が確保されていること	
待機中の非常用原子炉注水系	1系列が動作可能であること	待機中の非常用原子炉注水系	1系列が動作可能であること <sup>3</sup>	
1回あたりの注水量増加幅 <sup>3</sup>	1.0m <sup>3</sup> /h 以下	任意の24時間あたりの注水量増加幅	1.0m <sup>3</sup> /h 以下 <sup>4</sup>	
2 : 原子炉圧力容器底部温度を監視する温度計指示値が上限値を超えた場合又は格納容器内温度を監視する温度指示値に上昇傾向がある場合において、原子炉安全評価GMが、「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」に基づき、一時的な計器指示不良等により実事象ではないと判断した場合には運転上の制限を満足していないとはみなさない。		2 : 原子炉圧力容器底部温度を監視する温度計指示値が上限値を超えた場合又は格納容器内温度を監視する温度指示値に上昇傾向がある場合において、品質・安全GMが、「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」に基づき、一時的な計器指示不良等により実事象ではないと判断した場合には運転上の制限を満足していないとはみなさない。		・福島第一組織改編に伴う保安規定変更
3 : 注水量を増加させた場合、その後24時間は注水量を増加させないこと。ただし、以下の場合は除く。  注水量の増加後において、操作を伴わずに注水量が増加した場合 要求される措置として流量増加を実施する場合。この場合においては、未臨界であることを確認しつつ注入量の増加を行うこと。		3 : 1系列が動作可能であることとは原子炉の冷却に必要な注水量を確保するために必要となるポンプ台数が動作可能であることをいう。  4 : 注水量の増加後において、操作を伴わずに注水量が変動した場合は除く。		・記載の適正化
<b>表138-2</b>		<b>表138-2</b>		
項目	頻度	項目	頻度	
1 . 非常用高台炉注水ポンプ(非常用ディーゼル発電機含む)が動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	1 . 非常用高台炉注水ポンプ(非常用ディーゼル発電機含む)が動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	
2 . 純水タンク脇炉注水ポンプ(非常用ディーゼル発電機含む)が動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	2 . 純水タンク脇炉注水ポンプ(非常用ディーゼル発電機含む)が動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定 比較表

変更前			変更後			備 考
表138-3			表138-3			・記載の適正化
条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置 <sup>5</sup>	完了時間	
A .原子炉圧力容器底部温度又は格納容器内温度が運転上の制限を満足していないと判断した場合	A 1 .当該温度について運転上の制限を満足させる措置を開始する。	速やかに	A .原子炉圧力容器底部温度又は格納容器内温度が運転上の制限を満足していないと判断した場合	A 1 .当該温度について運転上の制限を満足させる措置を開始する。	速やかに	
B .常用原子炉注水系が運転上の制限を満足しないと判断した場合	B 1 .常用原子炉注水系が運転上の制限を満足するように注水量を増加する又は待機中の原子炉注水ポンプを起動する。	速やかに現場対応を行う体制を整えた後 1時間	B .常用原子炉注水系が運転上の制限を満足しないと判断した場合	B 1 .常用原子炉注水系が運転上の制限を満足するように注水量を増加する又は待機中の原子炉注水ポンプを起動する。	速やかに現場対応を行う体制を整えた後 1時間	
C .待機中の非常用原子炉注水系が1系列もない場合	C 1 .非常用原子炉注水系1系列を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	C .待機中の非常用原子炉注水系が1系列もない場合	C 1 .非常用原子炉注水系1系列を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	
D .1回あたりの注水量増加幅が運転上の制限を満足していないと判断した場合	D 1 .1回あたりの注水量増加幅を制限値以内に復旧する措置を開始する。	速やかに	D .任意の24時間あたりの注水量増加幅が運転上の制限を満足していないと判断した場合	D 1 .任意の24時間あたりの注水量増加幅を制限値以内に復旧する措置を開始する。	速やかに	
E .条件Bで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	E 1 .原子炉への注水手段を確保し,注水する措置を開始する。	速やかに	E .条件Bで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	E 1 .原子炉への注水手段を確保し,注水する措置を開始する。	速やかに	

5 : 要求される措置として注水量を増加させる場合は、任意の24時間あたりの注水量増加幅を制限とせず、注水量を元に戻すことを優先し、注水量の増加後に未臨界であることを確認すること。

## 福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定 比較表

変更前	変更後	備 考																		
<p>(非常用水源)</p> <p>第139条 非常用水源(ろ過水タンク及び純水タンク)は、表139-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2.「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」に基づき、非常用水源を管理するとともに、前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1)発電GMは、非常用水源の保有水量(水位)を1ヶ月に1回確認し、その結果を循環注水冷却GMに通知する。</p> <p>3.循環注水冷却GMは、非常用水源の水位が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」に基づき、表139-3の措置を講じる。</p> <p>表139-1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">項目</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">運転上の制限</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">非常用水源</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">表139-2に定める保有水量(水位)が確保されていること</td></tr> </tbody> </table> <p>表139-2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;"></th><th style="text-align: center; padding: 5px;">ろ過水タンク1基<sup>1</sup></th><th style="text-align: center; padding: 5px;">純水タンク1基<sup>2</sup></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">保有水量(タンク水位)</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">916m<sup>3</sup>(1.9m)以上</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">663m<sup>3</sup>(4.6m)以上</td></tr> </tbody> </table> <p>1:ろ過水タンク1基とはNo.1ろ過水タンク、No.2ろ過水タンクのうち、いずれか1基をいう 2:純水タンク1基とはNo.1純水タンク、No.2純水タンクのうち、いずれか1基をいう</p> <p>表139-1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">項目</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">運転上の制限</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">非常用水源</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">表139-2に定める保有水量(タンク水位)が確保されていること</td></tr> </tbody> </table> <p>表139-2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;"></th><th style="text-align: center; padding: 5px;">ろ過水タンク1基<sup>1</sup></th><th style="text-align: center; padding: 5px;">純水タンク1基<sup>2</sup></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">保有水量(タンク水位)</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">916m<sup>3</sup>(1.9m)以上</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">663m<sup>3</sup>(4.6m)以上</td></tr> </tbody> </table> <p>1:ろ過水タンク1基とはNo.1ろ過水タンク、No.2ろ過水タンクのうち、いずれか1基をいう 2:純水タンク1基とはNo.1純水タンク、No.2純水タンクのうち、いずれか1基をいう</p>	項目	運転上の制限	非常用水源	表139-2に定める保有水量(水位)が確保されていること		ろ過水タンク1基 <sup>1</sup>	純水タンク1基 <sup>2</sup>	保有水量(タンク水位)	916m <sup>3</sup> (1.9m)以上	663m <sup>3</sup> (4.6m)以上	項目	運転上の制限	非常用水源	表139-2に定める保有水量(タンク水位)が確保されていること		ろ過水タンク1基 <sup>1</sup>	純水タンク1基 <sup>2</sup>	保有水量(タンク水位)	916m <sup>3</sup> (1.9m)以上	663m <sup>3</sup> (4.6m)以上
項目	運転上の制限																			
非常用水源	表139-2に定める保有水量(水位)が確保されていること																			
	ろ過水タンク1基 <sup>1</sup>	純水タンク1基 <sup>2</sup>																		
保有水量(タンク水位)	916m <sup>3</sup> (1.9m)以上	663m <sup>3</sup> (4.6m)以上																		
項目	運転上の制限																			
非常用水源	表139-2に定める保有水量(タンク水位)が確保されていること																			
	ろ過水タンク1基 <sup>1</sup>	純水タンク1基 <sup>2</sup>																		
保有水量(タンク水位)	916m <sup>3</sup> (1.9m)以上	663m <sup>3</sup> (4.6m)以上																		

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定 比較表

変更前			変更後			備 考
表139-3			表139-3			・記載の適正化
条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間	
A .運転上の制限を満足しているろ過水タンクが1基もない場合	<p>A 1 .純水タンク1基の保有水量(水位)が制限値を満足していることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A 2 .ろ過水タンク1基の保有水量(水位)を制限値以内に復旧する措置を開始する。</p>	速やかに	A .運転上の制限を満足しているろ過水タンクが1基もない場合	<p>A 1 .純水タンク1基の保有水量(タンク水位)が制限値を満足していることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A 2 .ろ過水タンク1基の保有水量(タンク水位)を制限値以内に復旧する措置を開始する。</p>	速やかに	・記載の適正化
B .運転上の制限を満足している純水タンクが1基もない場合	<p>B 1 .ろ過水タンク1基の保有水量(水位)が制限値を満足していることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>B 2 .純水タンク1基の保有水量(水位)を制限値以内に復旧する措置を開始する。</p>	速やかに	B .運転上の制限を満足している純水タンクが1基もない場合	<p>B 1 .ろ過水タンク1基の保有水量(タンク水位)が制限値を満足していることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>B 2 .純水タンク1基の保有水量(タンク水位)を制限値以内に復旧する措置を開始する。</p>	速やかに	

## 福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定 比較表

変更前	変更後	備 考
<p>(使用済燃料プールの水位及び水温)</p> <p>第140条 使用済燃料プールの水位及び水温は、表140-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2.「NM-51-6 状態管理マニュアル」に基づき、使用済燃料プールの水位及び水温を管理するとともに、前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることを毎日1回確認する。 なお、使用済燃料プール循環冷却系が停止中の場合にはオーバーフロー水位付近にあることを評価する。</p> <p>(2) 当直長は、使用済燃料プールの水温が65以下であることを毎日1回確認する。なお、使用済燃料プールの水温が確認できない場合には使用済燃料プールの水温が65以下であることを評価する。</p> <p>3. 当直長は、使用済燃料プールの水位又は水温が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、外部循環冷却GMに報告し、外部循環冷却GMは「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」に基づき、表140-2の措置を講じる。</p>	<p>(使用済燃料プールの水位及び水温)</p> <p>第140条 使用済燃料プールの水位及び水温は、表140-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2.「NM-51-5 運転操作マニュアル」及び「NM-51-6 状態管理マニュアル」に基づき、使用済燃料プールの水位及び水温を管理するとともに、前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることを毎日1回確認する。 なお、使用済燃料プール循環冷却系が停止中の場合にはオーバーフロー水位付近にあることを評価する。</p> <p>(2) 当直長は、使用済燃料プールの水温が65以下であることを毎日1回確認する。なお、使用済燃料プールの水温が確認できない場合には使用済燃料プールの水温が65以下であることを評価する。</p> <p>3. 当直長は、使用済燃料プールの水位又は水温が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、冷却第三GMに報告し、冷却第三GMは「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」に基づき、表140-2の措置を講じる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の適正化</li> <li>・福島第一組織改編に伴う保安規定変更</li> </ul>

表140-1

項目	運転上の制限
使用済燃料プールの水位	オーバーフロー水位付近にあること
使用済燃料プールの水温	65以下

表140-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 使用済燃料プールの水位が運転上の制限を満足しないと判断した場合	A 1. 使用済燃料プールの水位を回復する措置を開始する。	速やかに
B. 使用済燃料プールの温度が運転上の制限を満足しないと判断した場合	B 1. 使用済燃料プールの温度を回復する措置を開始する。	速やかに

表140-1

項目	運転上の制限
使用済燃料プールの水位	オーバーフロー水位付近にあること
使用済燃料プールの水温	65以下

表140-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 使用済燃料プールの水位が運転上の制限を満足しないと判断した場合	A 1. 使用済燃料プールの水位を回復する措置を開始する。	速やかに
B. 使用済燃料プールの温度が運転上の制限を満足しないと判断した場合	B 1. 使用済燃料プールの温度を回復する措置を開始する。	速やかに

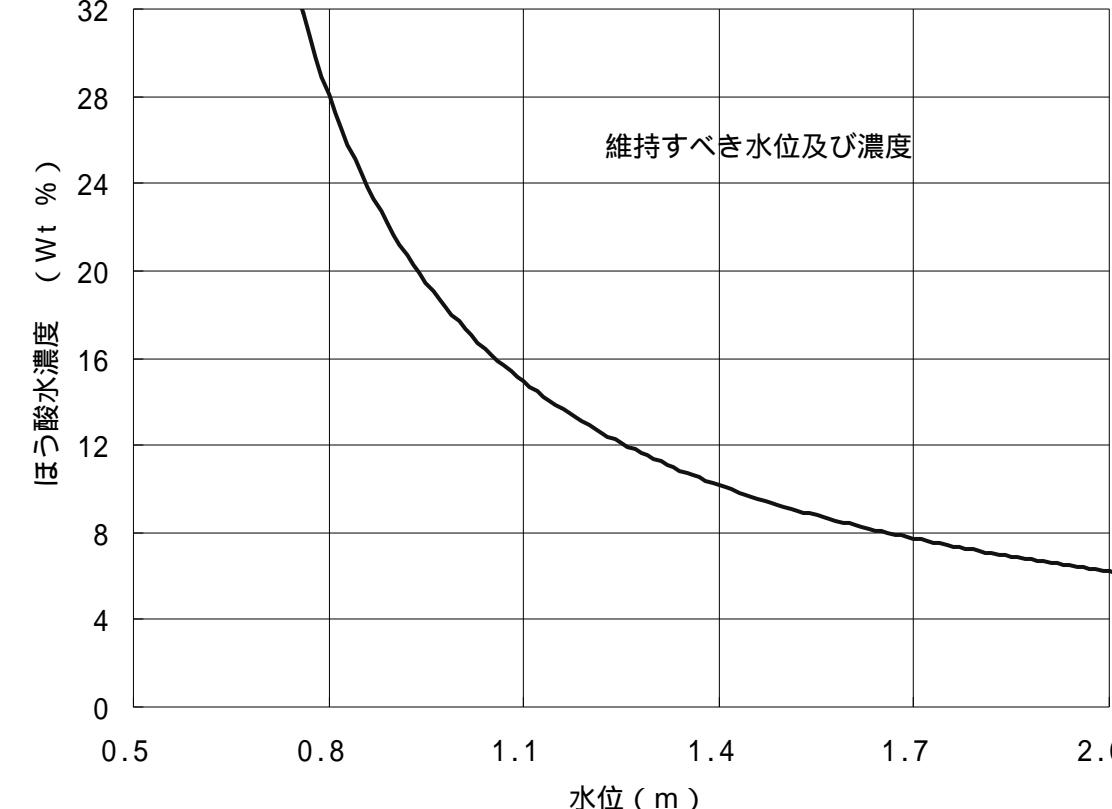
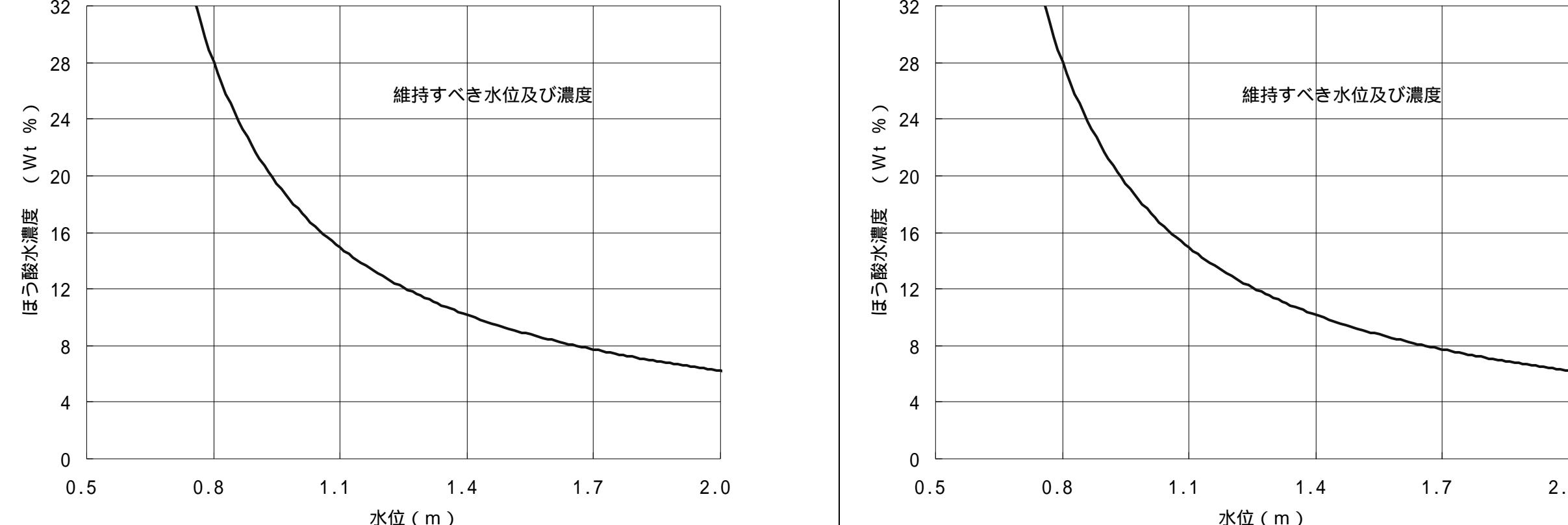
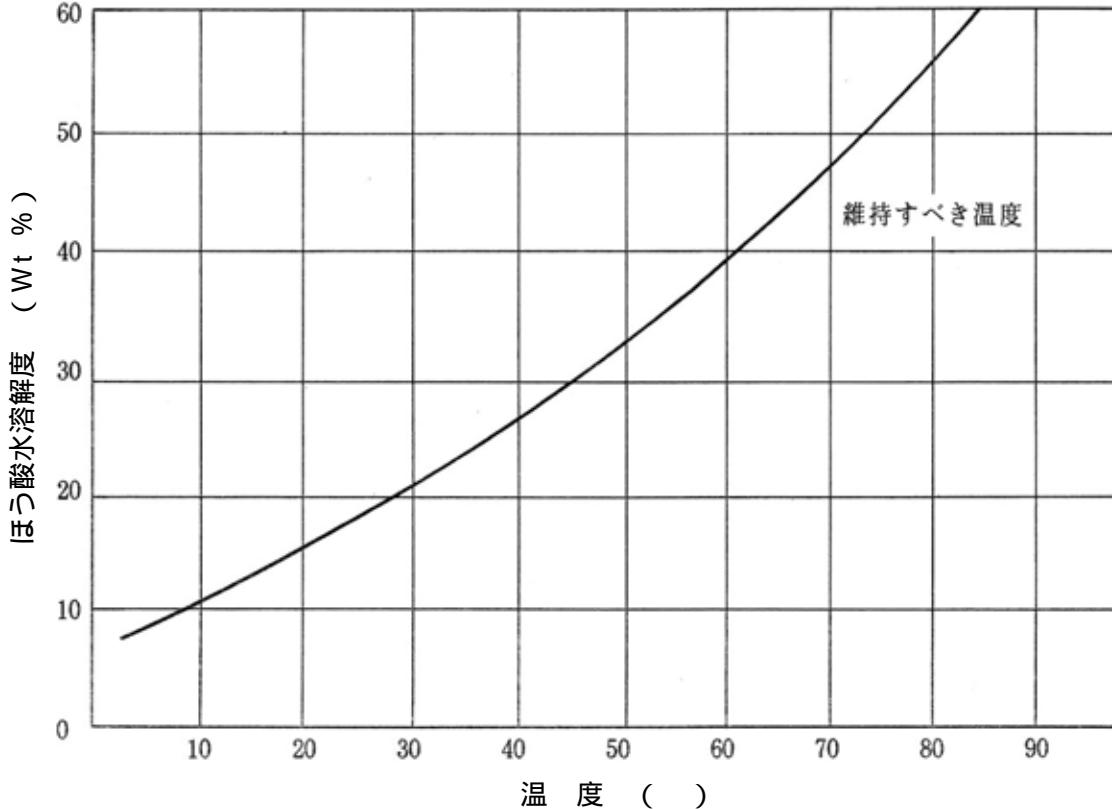
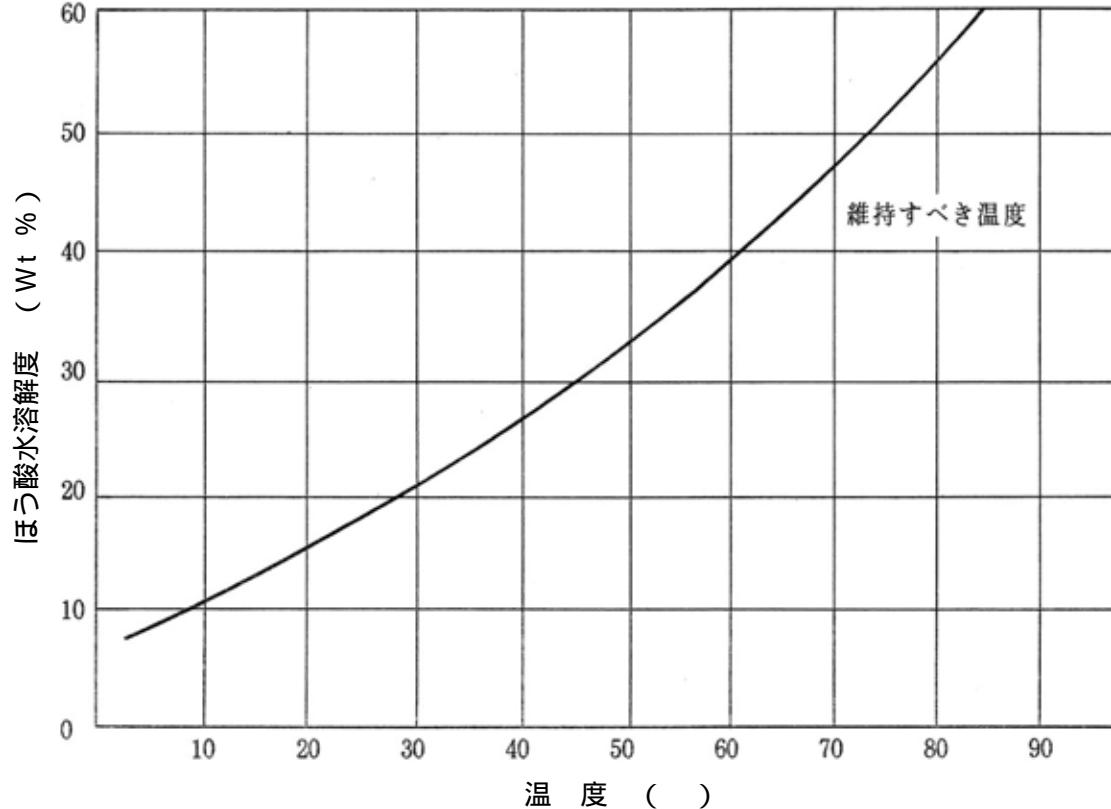
福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定 比較表

変更前	変更後	備 考																				
<p>(使用済燃料プール一次系系統の漏えい監視)</p> <p>第141条</p> <p>使用済燃料プール一次系系統は、表141-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2.「NM-51-6 状態管理マニュアル」に基づき、使用済燃料プール一次系系統を管理するとともに、前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1)当直長は、使用済燃料プール一次系系統に異常な漏えいがないことを毎日1回漏えい警報又はスキマサージタンクの水位低下傾向により確認する。</p> <p>(2)当直長は、(1)において漏えいのおそれがあると判断した場合には、使用済燃料プール一次系系統の巡視を行う。</p> <p>3.当直長は、使用済燃料プール一次系系統が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、外部循環冷却GMに報告し、外部循環冷却GMは「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」に基づき、表141-2の措置を講じる。</p> <p>表141-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>運転上の制限</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用済燃料プール 一次系系統</td><td>一次系系統の異常な漏えい<sup>1</sup>がないこと</td></tr> </tbody> </table> <p>1:「異常な漏えい」とは、使用済燃料プールからの自然蒸発や使用済燃料プール水の収縮（温度低下による体積の減少）によるスキマサージタンク水位低下を超えるような水位低下現象をいう。</p> <p>表141-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th><th>要求される措置</th><th>完了時間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 使用済燃料プール一次系系統が運転上の制限を満足しないと判断した場合</td><td>A 1. 使用済燃料プールの水位を回復させる措置を開始する。 及び A 2. 使用済燃料プール一次系系統を異常な漏えいがない状態に復旧させる措置を開始する。</td><td>速やかに</td></tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	使用済燃料プール 一次系系統	一次系系統の異常な漏えい <sup>1</sup> がないこと	条件	要求される措置	完了時間	A. 使用済燃料プール一次系系統が運転上の制限を満足しないと判断した場合	A 1. 使用済燃料プールの水位を回復させる措置を開始する。 及び A 2. 使用済燃料プール一次系系統を異常な漏えいがない状態に復旧させる措置を開始する。	速やかに	<p>(使用済燃料プール一次系系統の漏えい監視)</p> <p>第141条</p> <p>使用済燃料プール一次系系統は、表141-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2.「NM-51-5 運転操作マニュアル」及び「NM-51-6 状態管理マニュアル」に基づき、使用済燃料プール一次系系統を管理するとともに、前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1)当直長は、使用済燃料プール一次系系統に異常な漏えいがないことを毎日1回漏えい警報又はスキマサージタンクの水位低下傾向により確認する。</p> <p>(2)当直長は、(1)において漏えいのおそれがあると判断した場合には、使用済燃料プール一次系系統の巡視を行う。</p> <p>3.当直長は、使用済燃料プール一次系系統が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、冷却第三GMに報告し、冷却第三GMは「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」に基づき、表141-2の措置を講じる。</p> <p>表141-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>運転上の制限</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用済燃料プール 一次系系統</td><td>一次系系統の異常な漏えい<sup>1</sup>がないこと</td></tr> </tbody> </table> <p>1:「異常な漏えい」とは、使用済燃料プールからの自然蒸発や使用済燃料プール水の収縮（温度低下による体積の減少）によるスキマサージタンク水位低下を超えるような水位低下現象をいう。</p> <p>表141-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th><th>要求される措置</th><th>完了時間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 使用済燃料プール一次系系統が運転上の制限を満足しないと判断した場合</td><td>A 1. 使用済燃料プールの水位を回復させる措置を開始する。 及び A 2. 使用済燃料プール一次系系統を異常な漏えいがない状態に復旧させる措置を開始する。</td><td>速やかに</td></tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	使用済燃料プール 一次系系統	一次系系統の異常な漏えい <sup>1</sup> がないこと	条件	要求される措置	完了時間	A. 使用済燃料プール一次系系統が運転上の制限を満足しないと判断した場合	A 1. 使用済燃料プールの水位を回復させる措置を開始する。 及び A 2. 使用済燃料プール一次系系統を異常な漏えいがない状態に復旧させる措置を開始する。	速やかに	<p>・記載の適正化</p> <p>・福島第一組織改編に伴う保安規定変更</p>
項目	運転上の制限																					
使用済燃料プール 一次系系統	一次系系統の異常な漏えい <sup>1</sup> がないこと																					
条件	要求される措置	完了時間																				
A. 使用済燃料プール一次系系統が運転上の制限を満足しないと判断した場合	A 1. 使用済燃料プールの水位を回復させる措置を開始する。 及び A 2. 使用済燃料プール一次系系統を異常な漏えいがない状態に復旧させる措置を開始する。	速やかに																				
項目	運転上の制限																					
使用済燃料プール 一次系系統	一次系系統の異常な漏えい <sup>1</sup> がないこと																					
条件	要求される措置	完了時間																				
A. 使用済燃料プール一次系系統が運転上の制限を満足しないと判断した場合	A 1. 使用済燃料プールの水位を回復させる措置を開始する。 及び A 2. 使用済燃料プール一次系系統を異常な漏えいがない状態に復旧させる措置を開始する。	速やかに																				

## 福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定 比較表

変更前	変更後	備 考																								
<p>( ほう酸水注入設備 )</p> <p>第142条</p> <p>原子炉の状態を維持するにあたって、ほう酸水注入設備は、表142-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、以下の期間は、運転上の制限を満足しないとはみなさない。</p> <p>( 1 ) ほう酸水の注入準備から、注入後の表142-1で定める範囲内に復旧するまでの期間。なお、注入後は、速やかに表142-1で定める範囲内に復旧する措置を開始すること。</p> <p>2 . 「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」に基づき、ほう酸水注入設備を管理するとともに、前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>( 1 ) 放射線・化学管理GMは、ほう酸水濃度を1ヶ月に1回測定し、その結果を循環注水冷却GMに通知する。</p> <p>( 2 ) 循環注水冷却GMは、ほう酸水タンクの水位及び温度が図142-1, 2の範囲内にあることを1ヶ月に1回確認する。</p> <p>3 . 循環注水冷却GMは、ほう酸水注入設備が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」に基づき、表142-2の措置を講じる。</p> <p>表142-1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 15%;">項目</th><th style="text-align: center; width: 85%;">運転上の制限</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">ほう酸水注入設備</td><td style="text-align: center;">ほう酸水タンクの水位及び温度が図142-1, 2の範囲内にあること</td></tr> </tbody> </table> <p>表142-2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 15%;">条件</th><th style="text-align: center; width: 40%;">要求される措置</th><th style="text-align: center; width: 45%;">完了時間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">A . ほう酸水タンクの水位及び温度が図142-1, 2の範囲内にない場合</td><td style="text-align: center;">A 1 . ほう酸水タンクの水位及び温度を図142-1, 2の範囲内に復旧する。</td><td style="text-align: center;">速やかに現場対応を行う体制を整えた後8時間</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">B . 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td><td style="text-align: center;">B 1 . ほう酸水の注入手段を確保する措置を開始する。</td><td style="text-align: center;">速やかに</td></tr> </tbody> </table> <p>( ほう酸水注入設備 )</p> <p>第142条</p> <p>原子炉の状態を維持するにあたって、ほう酸水注入設備は、表142-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、以下の期間は、運転上の制限を満足しないとはみなさない。</p> <p>( 1 ) ほう酸水の注入準備から、注入後の表142-1で定める範囲内に復旧するまでの期間。なお、注入後は、速やかに表142-1で定める範囲内に復旧する措置を開始すること。</p> <p>2 . 「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」に基づき、ほう酸水注入設備を管理するとともに、前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>( 1 ) 放射線・化学管理GMは、ほう酸水濃度を1ヶ月に1回測定し、その結果を冷却第一GMに通知する。</p> <p>( 2 ) 冷却第一GMは、ほう酸水タンクの水位及び温度が図142-1, 2の範囲内にあることを1ヶ月に1回確認する。</p> <p>3 . 冷却第一GMは、ほう酸水注入設備が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」に基づき、表142-2の措置を講じる。</p> <p>表142-1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 15%;">項目</th><th style="text-align: center; width: 85%;">運転上の制限</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">ほう酸水注入設備</td><td style="text-align: center;">ほう酸水タンクの水位及び温度が図142-1, 2の範囲内にあること</td></tr> </tbody> </table> <p>表142-2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 15%;">条件</th><th style="text-align: center; width: 40%;">要求される措置</th><th style="text-align: center; width: 45%;">完了時間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">A . ほう酸水タンクの水位及び温度が図142-1, 2の範囲内にない場合</td><td style="text-align: center;">A 1 . ほう酸水タンクの水位及び温度を図142-1, 2の範囲内に復旧する。</td><td style="text-align: center;">速やかに現場対応を行う体制を整えた後8時間</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">B . 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td><td style="text-align: center;">B 1 . ほう酸水の注入手段を確保する措置を開始する。</td><td style="text-align: center;">速やかに</td></tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	ほう酸水注入設備	ほう酸水タンクの水位及び温度が図142-1, 2の範囲内にあること	条件	要求される措置	完了時間	A . ほう酸水タンクの水位及び温度が図142-1, 2の範囲内にない場合	A 1 . ほう酸水タンクの水位及び温度を図142-1, 2の範囲内に復旧する。	速やかに現場対応を行う体制を整えた後8時間	B . 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B 1 . ほう酸水の注入手段を確保する措置を開始する。	速やかに	項目	運転上の制限	ほう酸水注入設備	ほう酸水タンクの水位及び温度が図142-1, 2の範囲内にあること	条件	要求される措置	完了時間	A . ほう酸水タンクの水位及び温度が図142-1, 2の範囲内にない場合	A 1 . ほう酸水タンクの水位及び温度を図142-1, 2の範囲内に復旧する。	速やかに現場対応を行う体制を整えた後8時間	B . 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B 1 . ほう酸水の注入手段を確保する措置を開始する。	速やかに
項目	運転上の制限																									
ほう酸水注入設備	ほう酸水タンクの水位及び温度が図142-1, 2の範囲内にあること																									
条件	要求される措置	完了時間																								
A . ほう酸水タンクの水位及び温度が図142-1, 2の範囲内にない場合	A 1 . ほう酸水タンクの水位及び温度を図142-1, 2の範囲内に復旧する。	速やかに現場対応を行う体制を整えた後8時間																								
B . 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B 1 . ほう酸水の注入手段を確保する措置を開始する。	速やかに																								
項目	運転上の制限																									
ほう酸水注入設備	ほう酸水タンクの水位及び温度が図142-1, 2の範囲内にあること																									
条件	要求される措置	完了時間																								
A . ほう酸水タンクの水位及び温度が図142-1, 2の範囲内にない場合	A 1 . ほう酸水タンクの水位及び温度を図142-1, 2の範囲内に復旧する。	速やかに現場対応を行う体制を整えた後8時間																								
B . 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B 1 . ほう酸水の注入手段を確保する措置を開始する。	速やかに																								

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定 比較表

変更前	変更後	備 考																																																								
<p>図 142-1</p>  <table border="1"> <caption>維持すべき水位及び濃度</caption> <thead> <tr> <th>水位 (m)</th> <th>濃度 (Wt %)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>0.8</td><td>32</td></tr> <tr><td>0.9</td><td>22</td></tr> <tr><td>1.0</td><td>18</td></tr> <tr><td>1.1</td><td>15</td></tr> <tr><td>1.2</td><td>13</td></tr> <tr><td>1.3</td><td>11</td></tr> <tr><td>1.4</td><td>10</td></tr> <tr><td>1.5</td><td>9</td></tr> <tr><td>1.6</td><td>8.5</td></tr> <tr><td>1.7</td><td>8</td></tr> <tr><td>1.8</td><td>7.5</td></tr> <tr><td>1.9</td><td>7</td></tr> <tr><td>2.0</td><td>6.5</td></tr> </tbody> </table>	水位 (m)	濃度 (Wt %)	0.8	32	0.9	22	1.0	18	1.1	15	1.2	13	1.3	11	1.4	10	1.5	9	1.6	8.5	1.7	8	1.8	7.5	1.9	7	2.0	6.5	<p>図 142-1</p>  <table border="1"> <caption>維持すべき水位及び濃度</caption> <thead> <tr> <th>水位 (m)</th> <th>濃度 (Wt %)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>0.8</td><td>32</td></tr> <tr><td>0.9</td><td>25</td></tr> <tr><td>1.0</td><td>20</td></tr> <tr><td>1.1</td><td>16</td></tr> <tr><td>1.2</td><td>14</td></tr> <tr><td>1.3</td><td>12</td></tr> <tr><td>1.4</td><td>10.5</td></tr> <tr><td>1.5</td><td>9.5</td></tr> <tr><td>1.6</td><td>8.5</td></tr> <tr><td>1.7</td><td>8</td></tr> <tr><td>1.8</td><td>7.5</td></tr> <tr><td>1.9</td><td>7</td></tr> <tr><td>2.0</td><td>6.5</td></tr> </tbody> </table>	水位 (m)	濃度 (Wt %)	0.8	32	0.9	25	1.0	20	1.1	16	1.2	14	1.3	12	1.4	10.5	1.5	9.5	1.6	8.5	1.7	8	1.8	7.5	1.9	7	2.0	6.5	・変更なし
水位 (m)	濃度 (Wt %)																																																									
0.8	32																																																									
0.9	22																																																									
1.0	18																																																									
1.1	15																																																									
1.2	13																																																									
1.3	11																																																									
1.4	10																																																									
1.5	9																																																									
1.6	8.5																																																									
1.7	8																																																									
1.8	7.5																																																									
1.9	7																																																									
2.0	6.5																																																									
水位 (m)	濃度 (Wt %)																																																									
0.8	32																																																									
0.9	25																																																									
1.0	20																																																									
1.1	16																																																									
1.2	14																																																									
1.3	12																																																									
1.4	10.5																																																									
1.5	9.5																																																									
1.6	8.5																																																									
1.7	8																																																									
1.8	7.5																																																									
1.9	7																																																									
2.0	6.5																																																									
<p>図 142-2</p>  <table border="1"> <caption>維持すべき温度</caption> <thead> <tr> <th>温度 (°C)</th> <th>溶解度 (Wt %)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>5</td><td>8</td></tr> <tr><td>10</td><td>10</td></tr> <tr><td>20</td><td>15</td></tr> <tr><td>30</td><td>20</td></tr> <tr><td>40</td><td>25</td></tr> <tr><td>50</td><td>30</td></tr> <tr><td>60</td><td>35</td></tr> <tr><td>70</td><td>40</td></tr> <tr><td>80</td><td>45</td></tr> <tr><td>90</td><td>50</td></tr> <tr><td>95</td><td>60</td></tr> </tbody> </table>	温度 (°C)	溶解度 (Wt %)	5	8	10	10	20	15	30	20	40	25	50	30	60	35	70	40	80	45	90	50	95	60	<p>図 142-2</p>  <table border="1"> <caption>維持すべき温度</caption> <thead> <tr> <th>温度 (°C)</th> <th>溶解度 (Wt %)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>5</td><td>7</td></tr> <tr><td>10</td><td>10</td></tr> <tr><td>20</td><td>15</td></tr> <tr><td>30</td><td>20</td></tr> <tr><td>40</td><td>25</td></tr> <tr><td>50</td><td>30</td></tr> <tr><td>60</td><td>35</td></tr> <tr><td>70</td><td>40</td></tr> <tr><td>80</td><td>45</td></tr> <tr><td>90</td><td>50</td></tr> <tr><td>95</td><td>60</td></tr> </tbody> </table>	温度 (°C)	溶解度 (Wt %)	5	7	10	10	20	15	30	20	40	25	50	30	60	35	70	40	80	45	90	50	95	60									
温度 (°C)	溶解度 (Wt %)																																																									
5	8																																																									
10	10																																																									
20	15																																																									
30	20																																																									
40	25																																																									
50	30																																																									
60	35																																																									
70	40																																																									
80	45																																																									
90	50																																																									
95	60																																																									
温度 (°C)	溶解度 (Wt %)																																																									
5	7																																																									
10	10																																																									
20	15																																																									
30	20																																																									
40	25																																																									
50	30																																																									
60	35																																																									
70	40																																																									
80	45																																																									
90	50																																																									
95	60																																																									

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定 比較表

変更前	変更後	備 考
<p>(未臨界監視)</p> <p>第143条</p> <p>原子炉の未臨界を維持するにあたって、1号炉の原子炉格納容器内ガスの短半減期核種の放射能濃度及び原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器、2号炉の原子炉格納容器内ガスの短半減期核種の放射能濃度、原子炉圧力容器底部の温度上昇率、モニタリングポスト及び可搬型モニタリングポストの空間線量率、3号炉の原子炉圧力容器底部の温度上昇率、モニタリングポスト及び可搬型モニタリングポストの空間線量率は、表143-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 1号炉の原子炉格納容器内ガスの短半減期核種の放射能濃度及び原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器、2号炉の原子炉格納容器内ガスの短半減期核種の放射能濃度、原子炉圧力容器底部の温度上昇率、モニタリングポスト及び可搬型モニタリングポストの空間線量率、3号炉の原子炉圧力容器底部の温度上昇率、モニタリングポスト及び可搬型モニタリングポストの空間線量率が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」(本条文においては、以下「当該マニュアル」という。)に基づき、1号炉においては次の(1)及び(2)を実施し、2号炉においては次の(3),(4),(5)及び(6)を実施し、3号炉においては次の(3),(4)及び(6)を実施する。</p> <p>(1) 当直長は、1号炉の原子炉格納容器内ガスの短半減期核種の放射能濃度を、1時間に1回確認する。</p> <p>(2) 当直長は、1号炉の原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器が動作不能でないことを(1)の指示により1時間に1回確認する。</p> <p>(3) 当直長は、定められた計器の指示値における原子炉圧力容器底部の温度<sup>1</sup>を、1時間に1回記録し、記録から求めた温度上昇率が表143-2の制限値を超えた場合には、速やかにその結果を<u>原子炉安全評価GM</u>に通知する。</p> <p>(4) 放射線安全GMは、モニタリングポスト及び可搬型モニタリングポストの空間線量率<sup>1</sup>を1時間に1回記録し、空間線量率が表143-2の制限値を超えた場合には、速やかにその結果を<u>原子炉安全評価GM</u>に通知する。</p> <p>(5) 作業放射線管理GMは、2号炉の原子炉格納容器ガス管理設備で採取した原子炉格納容器内ガスの放射能分析により短半減期核種の放射能濃度を1週間に1回記録し、その結果を<u>原子炉安全評価GM</u>に通知する。</p> <p>(6) <u>原子炉安全評価GM</u>は、(3),(4)又は(5)の通知を受けた場合、その結果を評価し、運転上の制限を満足していることを確認<sup>2</sup>する。</p>	<p>(未臨界監視)</p> <p>第143条</p> <p>原子炉の未臨界を維持するにあたって、1号炉の原子炉格納容器内ガスの短半減期核種の放射能濃度及び原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器、2号炉の原子炉格納容器内ガスの短半減期核種の放射能濃度、原子炉圧力容器底部の温度上昇率、モニタリングポスト及び可搬型モニタリングポストの空間線量率、3号炉の原子炉圧力容器底部の温度上昇率、モニタリングポスト及び可搬型モニタリングポストの空間線量率は、表143-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 1号炉の原子炉格納容器内ガスの短半減期核種の放射能濃度及び原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器、2号炉の原子炉格納容器内ガスの短半減期核種の放射能濃度、原子炉圧力容器底部の温度上昇率、モニタリングポスト及び可搬型モニタリングポストの空間線量率、3号炉の原子炉圧力容器底部の温度上昇率、モニタリングポスト及び可搬型モニタリングポストの空間線量率が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」(本条文においては、以下「当該マニュアル」という。)に基づき、1号炉においては次の(1)及び(2)を実施し、2号炉においては次の(3),(4),(5)及び(6)を実施し、3号炉においては次の(3),(4)及び(6)を実施する。</p> <p>(1) 当直長は、1号炉の原子炉格納容器内ガスの短半減期核種の放射能濃度を、1時間に1回確認する。</p> <p>(2) 当直長は、1号炉の原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器が動作不能でないことを(1)の指示により1時間に1回確認する。</p> <p>(3) 当直長は、定められた計器の指示値における原子炉圧力容器底部の温度<sup>1</sup>を、1時間に1回記録し、記録から求めた温度上昇率が表143-2の制限値を超えた場合には、速やかにその結果を<u>品質・安全GM</u>に通知する。</p> <p>(4) 放射線安全GMは、モニタリングポスト及び可搬型モニタリングポストの空間線量率<sup>1</sup>を1時間に1回記録し、空間線量率が表143-2の制限値を超えた場合には、速やかにその結果を<u>品質・安全GM</u>に通知する。</p> <p>(5) 作業放射線管理GMは、2号炉の原子炉格納容器ガス管理設備で採取した原子炉格納容器内ガスの放射能分析により短半減期核種の放射能濃度を1週間に1回記録し、その結果を<u>品質・安全GM</u>に通知する。</p> <p>(6) <u>品質・安全GM</u>は、(3),(4)又は(5)の通知を受けた場合、その結果を評価し、運転上の制限を満足していることを確認<sup>2</sup>する。</p>	<p>・福島第一組織改編に 伴う保安規定変更</p>

## 福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定 比較表

変更前	変更後	備 考
<p>3 . 当直長は、原子炉格納容器内ガスの短半減期核種の放射能濃度（1号炉のみ）が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、<u>循環注水冷却GM</u>に報告し、<u>循環注水冷却GM</u>は当該マニュアルに基づき、表143-3の措置を講じる。また、当直長は、原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、当該マニュアルに基づき、表143-3の措置を講じる。</p> <p>原子炉安全評価GMは、原子炉格納容器内ガスの短半減期核種の放射能濃度（2号炉のみ）、原子炉圧力容器底部の温度上昇率、モニタリングポスト又は可搬型モニタリングポストの空間線量率が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、<u>循環注水冷却GM</u>に報告し、<u>循環注水冷却GM</u>は当該マニュアルに基づき、表143-3の措置を講じる。</p> <p>1 : 故障等により測定不能となった場合は除く。ただし、この場合においては、速やかに修理又は代用品を補充する措置あるいは代替手段で監視する措置を開始すること。</p> <p>2 : 次のいずれかの条件に該当し、再臨界に至っていないと判断できる場合を除く。</p> <p style="margin-left: 2em;">原子炉注水系の注水量の減少等に伴う原子炉圧力容器底部温度の上昇 天候等に伴う空間線量率の上昇</p>	<p>3 . 当直長は、原子炉格納容器内ガスの短半減期核種の放射能濃度（1号炉のみ）が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、<u>冷却第一GM</u>に報告し、<u>冷却第一GM</u>は当該マニュアルに基づき、表143-3の措置を講じる。また、当直長は、原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、当該マニュアルに基づき、表143-3の措置を講じる。</p> <p><u>品質・安全GM</u>は、原子炉格納容器内ガスの短半減期核種の放射能濃度（2号炉のみ）、原子炉圧力容器底部の温度上昇率、モニタリングポスト又は可搬型モニタリングポストの空間線量率が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、<u>冷却第一GM</u>に報告し、<u>冷却第一GM</u>は当該マニュアルに基づき、表143-3の措置を講じる。</p> <p>1 : 故障等により測定不能となった場合は除く。ただし、この場合においては、速やかに修理又は代用品を補充する措置あるいは代替手段で監視する措置を開始すること。</p> <p>2 : 次のいずれかの条件に該当し、再臨界に至っていないと判断できる場合を除く。</p> <p style="margin-left: 2em;">原子炉注水系の注水量の減少等に伴う原子炉圧力容器底部温度の上昇 天候等に伴う空間線量率の上昇</p>	<p>・福島第一組織改編に伴う保安規定変更</p>

表143-1

1 . 1号炉

項 目	運転上の制限
短半減期核種の放射能濃度	表143-2で定める制限値以下であること
原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器	1チャンネルが動作可能であること

2 . 2号炉

項 目	運転上の制限
短半減期核種の放射能濃度	表143-2で定める制限値以下であること
原子炉圧力容器底部の温度上昇率	評価した温度上昇率が表143-2で定める制限値以下であること
モニタリングポスト及び可搬型モニタリングポストの空間線量率	評価した空間線量率が表143-2で定める制限値以下であること

表143-1

1 . 1号炉

項 目	運転上の制限
短半減期核種の放射能濃度	表143-2で定める制限値以下であること
原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器	1チャンネルが動作可能であること

2 . 2号炉

項 目	運転上の制限
短半減期核種の放射能濃度	表143-2で定める制限値以下であること
原子炉圧力容器底部の温度上昇率	評価した温度上昇率が表143-2で定める制限値以下であること
モニタリングポスト及び可搬型モニタリングポストの空間線量率	評価した空間線量率が表143-2で定める制限値以下であること

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定 比較表

変更前		変更後		備 考
3 . 3号炉		3 . 3号炉		・変更なし
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	
原子炉圧力容器底部 の温度上昇率	評価した温度上昇率が表143-2で定める制限値 以下であること	原子炉圧力容器底部 の温度上昇率	評価した温度上昇率が表143-2で定める制限値 以下であること	
モニタリングポスト及び 可搬型モニタリングポスト の空間線量率	評価した空間線量率が表143-2で定める制限値 以下であること	モニタリングポスト及び 可搬型モニタリングポスト の空間線量率	評価した空間線量率が表143-2で定める制限値 以下であること	
表143-2		表143-2		
1 . 1号炉		1 . 1号炉		
項目	制限値	項目	制限値	
短半減期核種の放射能濃度	Xe135 1Bq/cc 以下	短半減期核種の放射能濃度	Xe135 1Bq/cc 以下	
2 . 2号炉		2 . 2号炉		
項目	制限値	項目	制限値	
短半減期核種の放射能濃度	Xe135 1Bq/cc 以下	短半減期核種の放射能濃度	Xe135 1Bq/cc 以下	
原子炉圧力容器底部 の温度上昇率	3.6 /h 以下及び 14.0 /d 以下	原子炉圧力容器底部 の温度上昇率	3.6 /h 以下及び 14.0 /d 以下	
モニタリングポスト の空間線量率	(バックグラウンド <sup>3</sup> + 2 μSv/h) 以下	モニタリングポスト の空間線量率	(バックグラウンド <sup>3</sup> + 2 μSv/h) 以下	
可搬型モニタリングポスト の空間線量率	(バックグラウンド <sup>3</sup> + 2 μSv/h) 以下 <sup>4</sup>	可搬型モニタリングポスト の空間線量率	(バックグラウンド <sup>3</sup> + 2 μSv/h) 以下 <sup>4</sup>	
3 . 3号炉		3 . 3号炉		
項目	制限値	項目	制限値	
原子炉圧力容器底部 の温度上昇率	3.6 /h 以下及び 15.2 /d 以下	原子炉圧力容器底部 の温度上昇率	3.6 /h 以下及び 15.2 /d 以下	
モニタリングポスト の空間線量率	(バックグラウンド <sup>3</sup> + 2 μSv/h) 以下	モニタリングポスト の空間線量率	(バックグラウンド <sup>3</sup> + 2 μSv/h) 以下	
可搬型モニタリングポスト の空間線量率	(バックグラウンド <sup>3</sup> + 2 μSv/h) 以下 <sup>4</sup>	可搬型モニタリングポスト の空間線量率	(バックグラウンド <sup>3</sup> + 2 μSv/h) 以下 <sup>4</sup>	
3 : 雨天等の降下を除いた至近の空間線量率をバックグラウンドとする。		3 : 雨天等の降下を除いた至近の空間線量率をバックグラウンドとする。		
4 : 事務本館南側の当該可搬型モニタリングポストは、周囲の線量が高いため、未臨界判断基準 として、(バックグラウンド + 5 μSv/h) 以下とする。		4 : 事務本館南側の当該可搬型モニタリングポストは、周囲の線量が高いため、未臨界判断基 準として、(バックグラウンド + 5 μSv/h) 以下とする。		

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定 比較表

変更前			変更後			備 考									
表143-3 1. 1号炉			表143-3 1. 1号炉			<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の適正化</li> <li>・福島第一組織改編に伴う保安規定変更</li> <li>・記載の適正化</li> </ul>									
<table border="1"> <tr> <th>条件</th><th>要求される措置</th><th>完了時間</th></tr> <tr> <td>A . 短半減期核種の放射能濃度が運転上の制限を満足していないと判断した場合</td><td>A 1 . <u>未臨界とする措置</u>を開始する。</td><td>速やかに</td></tr> <tr> <td>B . 動作可能である原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器が1チャンネルもない場合</td><td>B 1 . 原子炉圧力容器底部の温度上昇率，モニタリングポスト及び可搬型モニタリングポストの空間線量率を記録し，その結果を，当該マニュアルに基づき，<u>原子炉安全評価GM</u>に通知する。 及び B 2 . 原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</td><td>速やかに その後 1時間に1回</td></tr> <tr> <td>C . 条件Bで要求される措置を実施中に，未臨界であることが確認できない場合</td><td>C 1 . <u>未臨界とする措置</u>を開始する。</td><td>速やかに</td></tr> </table>				条件	要求される措置	完了時間	A . 短半減期核種の放射能濃度が運転上の制限を満足していないと判断した場合	A 1 . <u>未臨界とする措置</u> を開始する。	速やかに	B . 動作可能である原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器が1チャンネルもない場合	B 1 . 原子炉圧力容器底部の温度上昇率，モニタリングポスト及び可搬型モニタリングポストの空間線量率を記録し，その結果を，当該マニュアルに基づき， <u>原子炉安全評価GM</u> に通知する。 及び B 2 . 原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに その後 1時間に1回	C . 条件Bで要求される措置を実施中に，未臨界であることが確認できない場合	C 1 . <u>未臨界とする措置</u> を開始する。	速やかに
条件	要求される措置	完了時間													
A . 短半減期核種の放射能濃度が運転上の制限を満足していないと判断した場合	A 1 . <u>未臨界とする措置</u> を開始する。	速やかに													
B . 動作可能である原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器が1チャンネルもない場合	B 1 . 原子炉圧力容器底部の温度上昇率，モニタリングポスト及び可搬型モニタリングポストの空間線量率を記録し，その結果を，当該マニュアルに基づき， <u>原子炉安全評価GM</u> に通知する。 及び B 2 . 原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに その後 1時間に1回													
C . 条件Bで要求される措置を実施中に，未臨界であることが確認できない場合	C 1 . <u>未臨界とする措置</u> を開始する。	速やかに													
<table border="1"> <tr> <th>条件</th><th>要求される措置</th><th>完了時間</th></tr> <tr> <td>A . 運転上の制限を満足していないと判断した場合</td><td>A 1 . <u>未臨界とする措置</u>を開始する。</td><td>速やかに</td></tr> </table>				条件	要求される措置	完了時間	A . 運転上の制限を満足していないと判断した場合	A 1 . <u>未臨界とする措置</u> を開始する。	速やかに						
条件	要求される措置	完了時間													
A . 運転上の制限を満足していないと判断した場合	A 1 . <u>未臨界とする措置</u> を開始する。	速やかに													
<table border="1"> <tr> <th>条件</th><th>要求される措置</th><th>完了時間</th></tr> <tr> <td>A . 運転上の制限を満足していないと判断した場合</td><td>A 1 . <u>未臨界とする措置</u>を開始する。</td><td>速やかに</td></tr> </table>				条件	要求される措置	完了時間	A . 運転上の制限を満足していないと判断した場合	A 1 . <u>未臨界とする措置</u> を開始する。	速やかに						
条件	要求される措置	完了時間													
A . 運転上の制限を満足していないと判断した場合	A 1 . <u>未臨界とする措置</u> を開始する。	速やかに													

## 福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定 比較表

変更前	変更後	備 考														
<p>(窒素ガス封入設備)</p> <p>第144条</p> <p>原子炉格納容器の機能を維持するにあたって、窒素ガス封入設備は、表144-1で定める事項を運転上の制限とする。なお、本条文は1号炉、2号炉及び3号炉のみ適用される。ただし、以下の場合は、運転上の制限を満足しないとはみなさない。</p> <p>(1) 窒素ガス分離装置の点検、電源停止等のために、計画的に窒素ガス分離装置を一時停止し、高台窒素ガス分離装置により窒素ガスを封入する場合。</p> <p>(2) 運転中の窒素ガス分離装置が停止した場合において、速やかに当該又は他の窒素ガス分離装置を起動させた場合。</p> <p>2. 「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」に基づき、窒素ガス封入設備を管理するとともに、前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) <u>原子炉安全評価GM</u>は、格納容器の状態に応じ、必要な窒素封入量を評価し、<u>外部循環冷却GM</u>に通知する。</p> <p>(2) <u>外部循環冷却GM</u>は、必要な窒素封入量が確保されていることを毎日1回確認する。なお、必要な窒素封入量が確保できていない場合は速やかに所定の封入量に戻すこと。</p> <p>(3) <u>外部循環冷却GM</u>は、運転中の窒素ガス分離装置の封入圧力が格納容器圧力以上であること及び封入する窒素の濃度が99%以上であることを毎日1回確認する。</p> <p>(4) <u>外部循環冷却GM</u>は、表144-2に定める事項を確認する。</p> <p>3. <u>外部循環冷却GM</u>は、窒素ガス封入設備が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」に基づき、表144-3の措置を講じる。</p> <p>表144-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th><th style="text-align: center;">運転上の制限</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">窒素ガス封入設備</td><td>窒素ガス分離装置1台が運転中であること及び高台窒素ガス分離装置(高台窒素ガス分離装置用ディーゼル発電機を含む)が動作可能であること</td></tr> </tbody> </table> <p>表144-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th><th style="text-align: center;">頻度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">高台窒素ガス分離装置(高台窒素ガス分離装置用ディーゼル発電機を含む)が動作可能であることを確認する。</td><td style="text-align: center;">1ヶ月に1回</td></tr> </tbody> </table> <p>(窒素ガス封入設備)</p> <p>第144条</p> <p>原子炉格納容器の機能を維持するにあたって、窒素ガス封入設備は、表144-1で定める事項を運転上の制限とする。なお、本条文は1号炉、2号炉及び3号炉のみ適用される。ただし、以下の場合は、運転上の制限を満足しないとはみなさない。</p> <p>(1) 窒素ガス分離装置の点検、電源停止等のために、計画的に窒素ガス分離装置を一時停止し、高台窒素ガス分離装置により窒素ガスを封入する場合。</p> <p>(2) 運転中の窒素ガス分離装置が停止した場合において、速やかに当該又は他の窒素ガス分離装置を起動させた場合。</p> <p>2. 「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」に基づき、窒素ガス封入設備を管理するとともに、前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) <u>品質・安全GM</u>は、格納容器の状態に応じ、必要な窒素封入量を評価し、<u>冷却第二GM</u>に通知する。</p> <p>(2) <u>冷却第二GM</u>は、必要な窒素封入量が確保されていることを毎日1回確認する。なお、必要な窒素封入量が確保できていない場合は速やかに所定の封入量に戻すこと。</p> <p>(3) <u>冷却第二GM</u>は、運転中の窒素ガス分離装置の封入圧力が格納容器圧力以上であること及び封入する窒素の濃度が99%以上であることを毎日1回確認する。</p> <p>(4) <u>冷却第二GM</u>は、表144-2に定める事項を確認する。</p> <p>3. <u>冷却第二GM</u>は、窒素ガス封入設備が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」に基づき、表144-3の措置を講じる。</p> <p>表144-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th><th style="text-align: center;">運転上の制限</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">窒素ガス封入設備</td><td>窒素ガス分離装置1台が運転中であること及び高台窒素ガス分離装置(高台窒素ガス分離装置用ディーゼル発電機を含む)が動作可能であること</td></tr> </tbody> </table> <p>表144-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th><th style="text-align: center;">頻度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">高台窒素ガス分離装置(高台窒素ガス分離装置用ディーゼル発電機を含む)が動作可能であることを確認する。</td><td style="text-align: center;">1ヶ月に1回</td></tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	窒素ガス封入設備	窒素ガス分離装置1台が運転中であること及び高台窒素ガス分離装置(高台窒素ガス分離装置用ディーゼル発電機を含む)が動作可能であること	項目	頻度	高台窒素ガス分離装置(高台窒素ガス分離装置用ディーゼル発電機を含む)が動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	項目	運転上の制限	窒素ガス封入設備	窒素ガス分離装置1台が運転中であること及び高台窒素ガス分離装置(高台窒素ガス分離装置用ディーゼル発電機を含む)が動作可能であること	項目	頻度	高台窒素ガス分離装置(高台窒素ガス分離装置用ディーゼル発電機を含む)が動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回
項目	運転上の制限															
窒素ガス封入設備	窒素ガス分離装置1台が運転中であること及び高台窒素ガス分離装置(高台窒素ガス分離装置用ディーゼル発電機を含む)が動作可能であること															
項目	頻度															
高台窒素ガス分離装置(高台窒素ガス分離装置用ディーゼル発電機を含む)が動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回															
項目	運転上の制限															
窒素ガス封入設備	窒素ガス分離装置1台が運転中であること及び高台窒素ガス分離装置(高台窒素ガス分離装置用ディーゼル発電機を含む)が動作可能であること															
項目	頻度															
高台窒素ガス分離装置(高台窒素ガス分離装置用ディーゼル発電機を含む)が動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回															

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定 比較表

変更前			変更後			備 考
表144-3			表144-3			・変更なし
条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間	
A .運転中の窒素ガス分離装置が1台もない場合(ただし,速やかに窒素ガス分離装置を起動させた場合を除く)	A 1 .高台窒素ガス分離装置を運転状態とする措置を開始する。 及び A 2 .少なくとも1台の窒素ガス分離装置を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	A .運転中の窒素ガス分離装置が1台もない場合(ただし,速やかに窒素ガス分離装置を起動させた場合を除く)	A 1 .高台窒素ガス分離装置を運転状態とする措置を開始する。 及び A 2 .少なくとも1台の窒素ガス分離装置を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	
B .高台窒素ガス分離装置が動作不能の場合	B 1 .高台窒素ガス分離装置(高台窒素ガス分離装置用ディーゼル発電機を含む)を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	B .高台窒素ガス分離装置が動作不能の場合	B 1 .高台窒素ガス分離装置(高台窒素ガス分離装置用ディーゼル発電機を含む)を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	

## 福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定 比較表

変更前	変更後	備 考																				
<p>(建屋に貯留する滞留水)</p> <p>第145条</p> <p>建屋に貯留する滞留水は、表145-1、表145-2及び表145-3に定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2.「FS-57・WT-001 高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル」に基づき、建屋に貯留する滞留水及び建屋で発生する水素を管理するとともに、前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) <u>滞留水移送GM</u>は、2号炉及び3号炉の立坑並びにプロセス主建屋及び雑固体廃棄物減容処理建屋の滞留水の水位<sup>1</sup>を毎日1回確認する。</p> <p>(2) <u>滞留水移送GM</u>は、1~4号炉タービン建屋、1~4号炉原子炉建屋、1~4号炉廃棄物処理建屋、プロセス主建屋及び雑固体廃棄物減容処理建屋の滞留水の水位<sup>1</sup>が建屋近傍のサブドレン水の水位より低いことを1週間に1回確認<sup>2</sup>する。</p> <p>(3) 放射線・化学管理GMは、1~4号炉タービン建屋、プロセス主建屋及び雑固体廃棄物減容処理建屋近傍のサブドレン水の放射能濃度(セシウム134及びセシウム137)を1週間に1回測定し、その結果を<u>滞留水移送GM</u>に通知する。</p> <p>1: 電源停止、機器の不具合等で確認できない場合は、隣接号炉又は移送先の水位計等を確認し水位を評価する。      2: 塩分濃度による比重を考慮した補正值を用いること。</p> <p>3. <u>滞留水移送GM</u>は、建屋に貯留する滞留水が、第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、「FS-57・WT-001 高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル」に基づき、表145-4の措置を講じる。</p> <p>表145-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>運転上の制限</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2号炉の立坑の滞留水水位</td><td>OP.3,500mm 以下</td></tr> <tr> <td>3号炉の立坑の滞留水水位</td><td>OP.3,500mm 以下</td></tr> <tr> <td>プロセス主建屋の滞留水水位</td><td>OP.5,600mm 以下</td></tr> <tr> <td>雑固体廃棄物減容処理建屋の滞留水水位</td><td>OP.4,200mm 以下</td></tr> </tbody> </table> <p>表145-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>運転上の制限</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2号炉の立坑の滞留水水位</td><td>OP.3,500mm 以下</td></tr> <tr> <td>3号炉の立坑の滞留水水位</td><td>OP.3,500mm 以下</td></tr> <tr> <td>プロセス主建屋の滞留水水位</td><td>OP.5,600mm 以下</td></tr> <tr> <td>雑固体廃棄物減容処理建屋の滞留水水位</td><td>OP.4,200mm 以下</td></tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	2号炉の立坑の滞留水水位	OP.3,500mm 以下	3号炉の立坑の滞留水水位	OP.3,500mm 以下	プロセス主建屋の滞留水水位	OP.5,600mm 以下	雑固体廃棄物減容処理建屋の滞留水水位	OP.4,200mm 以下	項目	運転上の制限	2号炉の立坑の滞留水水位	OP.3,500mm 以下	3号炉の立坑の滞留水水位	OP.3,500mm 以下	プロセス主建屋の滞留水水位	OP.5,600mm 以下	雑固体廃棄物減容処理建屋の滞留水水位	OP.4,200mm 以下	<p>(建屋に貯留する滞留水)</p> <p>第145条</p> <p>建屋に貯留する滞留水は、表145-1、表145-2及び表145-3に定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2.「FS-57・WT-001 高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル」に基づき、建屋に貯留する滞留水及び建屋で発生する水素を管理するとともに、前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) <u>水処理第一GM</u>は、2号炉及び3号炉の立坑並びにプロセス主建屋及び雑固体廃棄物減容処理建屋の滞留水の水位<sup>1</sup>を毎日1回確認する。</p> <p>(2) <u>水処理第一GM</u>は、1~4号炉タービン建屋、1~4号炉原子炉建屋、1~4号炉廃棄物処理建屋、プロセス主建屋及び雑固体廃棄物減容処理建屋の滞留水の水位<sup>1</sup>が建屋近傍のサブドレン水の水位より低いことを1週間に1回確認<sup>2</sup>する。</p> <p>(3) 放射線・化学管理GMは、1~4号炉タービン建屋、プロセス主建屋及び雑固体廃棄物減容処理建屋近傍のサブドレン水の放射能濃度(セシウム134及びセシウム137)を1週間に1回測定し、その結果を<u>水処理第一GM</u>に通知する。</p> <p>1: 電源停止、機器の不具合等で確認できない場合は、隣接号炉又は移送先の水位計等を確認し水位を評価する。      2: 塩分濃度による比重を考慮した補正值を用いること。</p> <p>3. <u>水処理第一GM</u>は、建屋に貯留する滞留水が、第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、「FS-57・WT-001 高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル」に基づき、表145-4の措置を講じる。</p>	<p>・福島第一組織改編に伴う保安規定変更</p>
項目	運転上の制限																					
2号炉の立坑の滞留水水位	OP.3,500mm 以下																					
3号炉の立坑の滞留水水位	OP.3,500mm 以下																					
プロセス主建屋の滞留水水位	OP.5,600mm 以下																					
雑固体廃棄物減容処理建屋の滞留水水位	OP.4,200mm 以下																					
項目	運転上の制限																					
2号炉の立坑の滞留水水位	OP.3,500mm 以下																					
3号炉の立坑の滞留水水位	OP.3,500mm 以下																					
プロセス主建屋の滞留水水位	OP.5,600mm 以下																					
雑固体廃棄物減容処理建屋の滞留水水位	OP.4,200mm 以下																					

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定 比較表

変更前	変更後	備 考																								
<p>表 145 - 2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>運転上の制限</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉タービン建屋の滞留水水位</td><td>各建屋近傍のサブドレン水の水位を超えないこと</td></tr> <tr> <td>1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉原子炉建屋の滞留水水位</td><td></td></tr> <tr> <td>1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉廃棄物処理建屋の滞留水水位</td><td></td></tr> <tr> <td>プロセス主建屋の滞留水水位</td><td></td></tr> <tr> <td>雑固体廃棄物減容処理建屋の滞留水水位</td><td></td></tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉タービン建屋の滞留水水位	各建屋近傍のサブドレン水の水位を超えないこと	1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉原子炉建屋の滞留水水位		1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉廃棄物処理建屋の滞留水水位		プロセス主建屋の滞留水水位		雑固体廃棄物減容処理建屋の滞留水水位		<p>表 145 - 2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>運転上の制限</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉タービン建屋の滞留水水位</td><td>各建屋近傍のサブドレン水の水位を超えないこと</td></tr> <tr> <td>1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉原子炉建屋の滞留水水位</td><td></td></tr> <tr> <td>1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉廃棄物処理建屋の滞留水水位</td><td></td></tr> <tr> <td>プロセス主建屋の滞留水水位</td><td></td></tr> <tr> <td>雑固体廃棄物減容処理建屋の滞留水水位</td><td></td></tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉タービン建屋の滞留水水位	各建屋近傍のサブドレン水の水位を超えないこと	1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉原子炉建屋の滞留水水位		1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉廃棄物処理建屋の滞留水水位		プロセス主建屋の滞留水水位		雑固体廃棄物減容処理建屋の滞留水水位		・変更なし
項目	運転上の制限																									
1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉タービン建屋の滞留水水位	各建屋近傍のサブドレン水の水位を超えないこと																									
1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉原子炉建屋の滞留水水位																										
1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉廃棄物処理建屋の滞留水水位																										
プロセス主建屋の滞留水水位																										
雑固体廃棄物減容処理建屋の滞留水水位																										
項目	運転上の制限																									
1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉タービン建屋の滞留水水位	各建屋近傍のサブドレン水の水位を超えないこと																									
1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉原子炉建屋の滞留水水位																										
1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉廃棄物処理建屋の滞留水水位																										
プロセス主建屋の滞留水水位																										
雑固体廃棄物減容処理建屋の滞留水水位																										
<p>表 145 - 3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>運転上の制限</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉タービン建屋近傍のサブドレン水の放射能濃度</td><td>放射能濃度が <math>1.0 \times 10^2</math> Bq/cm<sup>3</sup> 以下であること</td></tr> <tr> <td>プロセス主建屋近傍のサブドレン水の放射能濃度</td><td></td></tr> <tr> <td>雑固体廃棄物減容処理建屋近傍のサブドレン水の放射能濃度</td><td></td></tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉タービン建屋近傍のサブドレン水の放射能濃度	放射能濃度が $1.0 \times 10^2$ Bq/cm <sup>3</sup> 以下であること	プロセス主建屋近傍のサブドレン水の放射能濃度		雑固体廃棄物減容処理建屋近傍のサブドレン水の放射能濃度		<p>表 145 - 3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>運転上の制限</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉タービン建屋近傍のサブドレン水の放射能濃度</td><td>放射能濃度が <math>1.0 \times 10^2</math> Bq/cm<sup>3</sup> 以下であること</td></tr> <tr> <td>プロセス主建屋近傍のサブドレン水の放射能濃度</td><td></td></tr> <tr> <td>雑固体廃棄物減容処理建屋近傍のサブドレン水の放射能濃度</td><td></td></tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉タービン建屋近傍のサブドレン水の放射能濃度	放射能濃度が $1.0 \times 10^2$ Bq/cm <sup>3</sup> 以下であること	プロセス主建屋近傍のサブドレン水の放射能濃度		雑固体廃棄物減容処理建屋近傍のサブドレン水の放射能濃度										
項目	運転上の制限																									
1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉タービン建屋近傍のサブドレン水の放射能濃度	放射能濃度が $1.0 \times 10^2$ Bq/cm <sup>3</sup> 以下であること																									
プロセス主建屋近傍のサブドレン水の放射能濃度																										
雑固体廃棄物減容処理建屋近傍のサブドレン水の放射能濃度																										
項目	運転上の制限																									
1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉タービン建屋近傍のサブドレン水の放射能濃度	放射能濃度が $1.0 \times 10^2$ Bq/cm <sup>3</sup> 以下であること																									
プロセス主建屋近傍のサブドレン水の放射能濃度																										
雑固体廃棄物減容処理建屋近傍のサブドレン水の放射能濃度																										

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定 比較表

変更前			変更後			備 考
表145-4			表145-4			
条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間	
A .2号炉又は3号炉の立坑の滞留水水位が表145-1を満足していない場合	A 1 .当該号炉の立坑の滞留水水位をOP.3,500mm以下に維持する措置を開始する。	速やかに	A .2号炉又は3号炉の立坑の滞留水水位が表145-1を満足していない場合	A 1 .当該号炉の立坑の滞留水水位をOP.3,500mm以下に維持する措置を開始する。	速やかに	
B .プロセス主建屋の滞留水水位が表145-1を満足していない場合	B 1 .プロセス主建屋の滞留水水位をOP.5,600mm以下に維持する措置を開始する。	速やかに	B .プロセス主建屋の滞留水水位が表145-1を満足していない場合	B 1 .プロセス主建屋の滞留水水位をOP.5,600mm以下に維持する措置を開始する。	速やかに	
C .雑固体廃棄物減容処理建屋の滞留水水位が表145-1を満足していない場合	C 1 .雑固体廃棄物減容処理建屋をOP.4,200mm以下に維持する措置を開始する。	速やかに	C .雑固体廃棄物減容処理建屋の滞留水水位が表145-1を満足していない場合	C 1 .雑固体廃棄物減容処理建屋の滞留水水位をOP.4,200mm以下に維持する措置を開始する。	速やかに	・記載の適正化
D .各建屋の滞留水水位が表145-2を満足していない場合	D 1 .当該建屋の滞留水水位が建屋近傍のサブドレン水の水位を超えていない状態に復旧する措置を開始する。 及び D 2 .当該建屋近傍のサブドレン水の放射能濃度を測定する。	速やかに  速やかに 以降 3日に1回	D .各建屋の滞留水水位が表145-2を満足していない場合	D 1 .当該建屋の滞留水水位が建屋近傍のサブドレン水の水位を超えていない状態に復旧する措置を開始する。 及び D 2 .当該建屋近傍のサブドレン水の放射能濃度を測定する。	速やかに  速やかに 以降 3日に1回	
E .各建屋近傍のサブドレン水の放射能濃度が表145-3を満足していない場合	E 1 .当該建屋近傍のサブドレン水の放射能濃度を制限値以内に復旧する措置を開始する。 及び E 2 .当該建屋近傍のサブドレン水の放射能濃度を測定する。	速やかに  速やかに 以降 毎日1回	E .各建屋近傍のサブドレン水の放射能濃度が表145-3を満足していない場合	E 1 .当該建屋近傍のサブドレン水の放射能濃度を制限値以内に復旧する措置を開始する。 及び E 2 .当該建屋近傍のサブドレン水の放射能濃度を測定する。	速やかに  速やかに 以降 毎日1回	

## 福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定 比較表

変更前	変更後	備 考																		
<p>(汚染水処理設備)</p> <p>第146条</p> <p>汚染水処理設備は、表146-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、以下の場合は、運転上の制限を満足しないとはみなさない。</p> <p>(1) 2号炉及び3号炉の立坑の滞留水水位がOP.3,500mm以下で、動作可能である汚染水処理設備が1設備<sup>1</sup>もなくなった場合において、1設備もなくなった時点から3日以内に汚染水処理設備1設備を復旧させた場合</p> <p>1：1設備とは、セシウム吸着装置4系列、第二セシウム吸着装置2系列又は除染装置をいう。</p> <p>2、「FS-57・WT-001 高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル」に基づき、汚染水処理設備を管理するとともに、前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 水処理淡水化GMは、汚染水処理設備1設備が動作可能<sup>2</sup>であることを毎日1回確認する。また、2号炉又は3号炉の立坑の滞留水水位がOP.3,500mmを超えた場合には、さらに1設備が動作可能であることを毎日1回確認する。</p> <p>2：本条における動作可能であることとは、設備が運転中であるか、若しくは、設備が待機状態であってかつ運転が可能と判断される場合をいう。</p> <p>3．水処理淡水化GMは、汚染水処理設備が、第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、「FS-57・WT-001 高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル」に基づき、表146-2の措置を講じる。</p> <p>表146-1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 15%;">項目</th><th style="text-align: center; width: 85%;">運転上の制限</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">汚染水処理設備</td><td style="text-align: center;">1設備が動作可能であること及び2号炉又は3号炉の立坑の滞留水水位がOP.3,500mmを超える場合は、さらに1設備が動作可能であること。</td></tr> </tbody> </table> <p>表146-2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 15%;">条件</th><th style="text-align: center; width: 40%;">要求される措置</th><th style="text-align: center; width: 45%;">完了時間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">A.汚染水処理設備が運転上の制限を満足していない場合</td><td style="text-align: center;">A 1 運転上の制限を満足させる措置を開始する。</td><td style="text-align: center;">速やかに</td></tr> </tbody> </table> <p>(汚染水処理設備)</p> <p>第146条</p> <p>汚染水処理設備は、表146-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、以下の場合は、運転上の制限を満足しないとはみなさない。</p> <p>(1) 2号炉及び3号炉の立坑の滞留水水位がOP.3,500mm以下で、動作可能である汚染水処理設備が1設備<sup>1</sup>もなくなった場合において、1設備もなくなった時点から3日以内に汚染水処理設備1設備を復旧させた場合</p> <p>1：1設備とは、セシウム吸着装置4系列、第二セシウム吸着装置2系列又は除染装置をいう。</p> <p>2、「FS-57・WT-001 高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル」に基づき、汚染水処理設備を管理するとともに、前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 水処理第二GMは、汚染水処理設備1設備が動作可能<sup>2</sup>であることを毎日1回確認する。また、2号炉又は3号炉の立坑の滞留水水位がOP.3,500mmを超えた場合には、さらに1設備が動作可能であることを毎日1回確認する。</p> <p>2：本条における動作可能であることとは、設備が運転中であるか、若しくは、設備が待機状態であってかつ運転が可能と判断される場合をいう。</p> <p>3．水処理第二GMは、汚染水処理設備が、第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、「FS-57・WT-001 高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル」に基づき、表146-2の措置を講じる。</p> <p>表146-1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 15%;">項目</th><th style="text-align: center; width: 85%;">運転上の制限</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">汚染水処理設備</td><td style="text-align: center;">1設備が動作可能であること及び2号炉又は3号炉の立坑の滞留水水位がOP.3,500mmを超える場合は、さらに1設備が動作可能であること。</td></tr> </tbody> </table> <p>表146-2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 15%;">条件</th><th style="text-align: center; width: 40%;">要求される措置</th><th style="text-align: center; width: 45%;">完了時間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">A.汚染水処理設備が運転上の制限を満足していない場合</td><td style="text-align: center;">A 1 運転上の制限を満足させる措置を開始する。</td><td style="text-align: center;">速やかに</td></tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	汚染水処理設備	1設備が動作可能であること及び2号炉又は3号炉の立坑の滞留水水位がOP.3,500mmを超える場合は、さらに1設備が動作可能であること。	条件	要求される措置	完了時間	A.汚染水処理設備が運転上の制限を満足していない場合	A 1 運転上の制限を満足させる措置を開始する。	速やかに	項目	運転上の制限	汚染水処理設備	1設備が動作可能であること及び2号炉又は3号炉の立坑の滞留水水位がOP.3,500mmを超える場合は、さらに1設備が動作可能であること。	条件	要求される措置	完了時間	A.汚染水処理設備が運転上の制限を満足していない場合	A 1 運転上の制限を満足させる措置を開始する。	速やかに
項目	運転上の制限																			
汚染水処理設備	1設備が動作可能であること及び2号炉又は3号炉の立坑の滞留水水位がOP.3,500mmを超える場合は、さらに1設備が動作可能であること。																			
条件	要求される措置	完了時間																		
A.汚染水処理設備が運転上の制限を満足していない場合	A 1 運転上の制限を満足させる措置を開始する。	速やかに																		
項目	運転上の制限																			
汚染水処理設備	1設備が動作可能であること及び2号炉又は3号炉の立坑の滞留水水位がOP.3,500mmを超える場合は、さらに1設備が動作可能であること。																			
条件	要求される措置	完了時間																		
A.汚染水処理設備が運転上の制限を満足していない場合	A 1 運転上の制限を満足させる措置を開始する。	速やかに																		

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定 比較表

変更前	変更後	備 考								
<p>(外部電源) 第147条 外部電源は、表147-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、送電線事故等による瞬停時及び計画的に電源切替等により停止する場合を除く。</p> <p>2.「NM-51-6 状態管理マニュアル」に基づき、外部電源を管理するとともに、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1)当直長は、外部電源の電圧が確立していることを1週間に1回確認し、その結果を電気設備GMに通知する。</p> <p>3.電気設備GMは、外部電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、「FS-57・PI-001 電気設備の保守管理マニュアル」に基づき、表147-2の措置を講じる。</p> <p>表147-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>運転上の制限</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部電源</td><td>2系列<sup>1</sup>が動作可能であること</td></tr> </tbody> </table> <p>1:外部電源の系列数は、第148条で要求される交流高圧電源母線に対して電力供給することができる発電所外からの送電線の回線数の数とする。</p>	項目	運転上の制限	外部電源	2系列 <sup>1</sup> が動作可能であること	<p>(外部電源) 第147条 外部電源は、表147-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、送電線事故等による瞬停時及び計画的に電源切替等により停止する場合を除く。</p> <p>2.「NM-51-5 運転操作マニュアル」及び「NM-51-6 状態管理マニュアル」に基づき、外部電源を管理するとともに、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1)当直長は、外部電源の電圧が確立していることを1週間に1回確認し、その結果を電気第一GMに通知する。</p> <p>3.電気第一GMは、外部電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、「FS-57・PI-001 電気設備の保守管理マニュアル」に基づき、表147-2の措置を講じる。</p> <p>表147-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>運転上の制限</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部電源</td><td>2系列<sup>1</sup>が動作可能であること</td></tr> </tbody> </table> <p>1:外部電源の系列数は、第148条で要求される交流高圧電源母線に対して電力供給することができる発電所外からの送電線の回線数の数とする。</p>	項目	運転上の制限	外部電源	2系列 <sup>1</sup> が動作可能であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の適正化</li> <li>・福島第一組織改編に伴う保安規定変更</li> </ul>
項目	運転上の制限									
外部電源	2系列 <sup>1</sup> が動作可能であること									
項目	運転上の制限									
外部電源	2系列 <sup>1</sup> が動作可能であること									

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定 比較表

変更前			変更後			備 考
表147-2			表147-2			・変更なし
条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間	
A .動作可能である外部電源が1系列のみの場合	<p>A 1 .外部電源を2系列動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A 2 .非常用ディーゼル発電機<sup>2</sup> 1台が動作可能であることを,当該設備が機能することを示す至近の記録により確認する。 及び A 3 .非常用ディーゼル発電機<sup>2</sup>からの電源供給のために必要な交流高圧電源母線が受電可能となる措置を開始する。</p>	速やかに	A .動作可能である外部電源が1系列のみの場合	<p>A 1 .外部電源を2系列動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A 2 .非常用ディーゼル発電機<sup>2</sup> 1台が動作可能であることを,当該設備が機能することを示す至近の記録により確認する。 及び A 3 .非常用ディーゼル発電機<sup>2</sup>からの電源供給のために必要な交流高圧電源母線が受電可能となる措置を開始する。</p>	速やかに	
B .動作可能である外部電源が1系列もない場合	<p>B 1 .外部電源を1系列動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び B 2 . 1 .非常用ディーゼル発電機<sup>2</sup>により電力を供給する措置を開始する。 又は B 2 . 2 .第138条で要求される設備に対して電源車により電力を供給する措置を開始する。</p>	速やかに	B .動作可能である外部電源が1系列もない場合	<p>B 1 .外部電源を1系列動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び B 2 . 1 .非常用ディーゼル発電機<sup>2</sup>により電力を供給する措置を開始する。 又は B 2 . 2 .第138条で要求される設備に対して電源車により電力を供給する措置を開始する。</p>	速やかに	

2 : 本条における「非常用ディーゼル発電機」とは、5号炉又は6号炉の非常用ディーゼル発電機をいう。

2 : 本条における「非常用ディーゼル発電機」とは、5号炉又は6号炉の非常用ディーゼル発電機をいう。

## 福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定 比較表

変更前	変更後	備 考
<p>(所内電源系統)</p> <p>第148条</p> <p>所内電源系統は、表148-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、送電線事故等による瞬停時及び計画的に電源切替等により一時的に停止する場合を除く。</p> <p>2.「NM-51-6 状態管理マニュアル」に基づき、所内電源系統を管理するとともに、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1)当直長は、第138条、第144条及び第146条で要求される設備の維持に必要な交流高圧電源母線が受電されていることを1週間に1回確認し、その結果を電気設備GMに通知する。</p> <p>(2)当直長は免震重要棟の維持に必要な交流高圧電源母線が受電されていることを1週間に1回確認し、その結果を建築GMに通知する。</p> <p>3.電気設備GMは、所内電源系統（免震重要棟の維持に必要な交流高圧電源母線を除く）が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、「FS-57・PI-001 電気設備の保守管理マニュアル」に基づき、表148-2の措置を講じる。また、建築GMは、免震重要棟の維持に必要な交流高圧電源母線が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、「NE-55-7・1F-B1-001 免震重要棟電気設備保守管理要領」に基づき、表148-2の措置を講じる。</p>	<p>(所内電源系統)</p> <p>第148条</p> <p>所内電源系統は、表148-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、送電線事故等による瞬停時及び計画的に電源切替等により一時的に停止する場合を除く。</p> <p>2.「NM-51-5 運転操作マニュアル」及び「NM-51-6 状態管理マニュアル」に基づき、所内電源系統を管理するとともに、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1)当直長は、第138条、第144条及び第146条で要求される設備の維持に必要な交流高圧電源母線が受電されていることを1週間に1回確認し、その結果を電気第一GMに通知する。</p> <p>(2)当直長は免震重要棟の維持に必要な交流高圧電源母線が受電されていることを1週間に1回確認し、その結果を建築GMに通知する。</p> <p>3.電気第一GMは、所内電源系統（免震重要棟の維持に必要な交流高圧電源母線を除く）が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、「FS-57・PI-001 電気設備の保守管理マニュアル」に基づき、表148-2の措置を講じる。また、建築GMは、免震重要棟の維持に必要な交流高圧電源母線が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、「NE-55-7・1F-B1-001 免震重要棟電気設備保守管理要領」に基づき、表148-2の措置を講じる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の適正化</li> <li>・福島第一組織改編に伴う保安規定変更</li> </ul>

表148-1

項目	運転上の制限
所内電源系統	第138条、第144条及び第146条で要求される設備並びに免震重要棟の維持に必要な交流高圧電源母線が受電されていること

表148-2

条件	要求される措置	完了時間
A.運転上の制限を満足していないと判断した場合	A 1.要求される所内電源系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに

表148-1

項目	運転上の制限
所内電源系統	第138条、第144条及び第146条で要求される設備並びに免震重要棟の維持に必要な交流高圧電源母線が受電されていること

表148-2

条件	要求される措置	完了時間
A.運転上の制限を満足していないと判断した場合	A 1.要求される所内電源系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定 比較表

変更前	変更後	備 考
<p>第4節 放射性廃棄物管理</p> <p>(放射性廃棄物管理)</p> <p>第149条</p> <p>水処理淡水化GMは、次に定める放射性廃棄物の種類に応じて、「FS-57・WT-001 高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル」に基づき、それぞれ定められた施設に貯蔵する。</p> <p>(1) セシウム吸着装置及び第二セシウム吸着装置で使用した吸着塔(使用済吸着塔)は、使用済セシウム吸着塔保管施設(使用済セシウム吸着塔仮保管施設又は使用済セシウム吸着塔一時保管施設)に貯蔵する。</p> <p>(2) 除染装置の凝集沈殿装置で発生した凝集沈殿物(廃スラッジ)は、廃スラッジ貯蔵施設(造粒固化体貯槽又は廃スラッジ一時保管施設)に貯蔵する。</p> <p>2. 水処理淡水化GMは、「FS-57・WT-001 高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル」に基づき、次の事項を確認するとともに、その結果異常が認められた場合には必要な措置を講じる。</p> <p>(1) 使用済セシウム吸着塔保管施設における使用済吸着塔の貯蔵量を確認するとともに、必要となる貯蔵可能容量が確保されていることを1週間に1回確認する。</p> <p>(2) 廃スラッジ貯蔵施設における廃スラッジの貯蔵量を確認するとともに、必要となる貯蔵可能容量が確保されていることを1週間に1回確認する。</p>	<p>第4節 放射性廃棄物管理</p> <p>(放射性廃棄物管理)</p> <p>第149条</p> <p>水処理第三GMは、次に定める放射性廃棄物の種類に応じて、「FS-57・WT-001 高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル」に基づき、それぞれ定められた施設に貯蔵する。</p> <p>(1) セシウム吸着装置及び第二セシウム吸着装置で使用した吸着塔(使用済吸着塔)は、使用済セシウム吸着塔保管施設(使用済セシウム吸着塔仮保管施設又は使用済セシウム吸着塔一時保管施設)に貯蔵する。</p> <p>(2) 除染装置の凝集沈殿装置で発生した凝集沈殿物(廃スラッジ)は、廃スラッジ貯蔵施設(造粒固化体貯槽又は廃スラッジ一時保管施設)に貯蔵する。</p> <p>2. 水処理第三GMは、「FS-57・WT-001 高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル」に基づき、次の事項を確認するとともに、その結果異常が認められた場合には必要な措置を講じる。</p> <p>(1) 使用済セシウム吸着塔保管施設における使用済吸着塔の貯蔵量を確認するとともに、必要となる貯蔵可能容量が確保されていることを1週間に1回確認する。</p> <p>(2) 廃スラッジ貯蔵施設における廃スラッジの貯蔵量を確認するとともに、必要となる貯蔵可能容量が確保されていることを1週間に1回確認する。</p>	<p>・福島第一組織改編に伴う保安規定変更</p>

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定 比較表

変更前	変更後	備 考
<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>附則(平成23年12月28日 平成23・12・22 原第20号) (施行期日) 第1条 この規定は、平成24年1月6日から施行する。</p> <p>(省略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>附則(平成24年 月 日 平成 · · 原第 号) (施行期日) 第1条 この規定は、経済産業大臣の認可を受けた日から10日以内に施行する。</p> <p>(省略)</p>	・福島第一組織改編に 伴う保安規定変更